

第4期

由利本荘市地域福祉計画

笑顔あふれる健康・福祉の充実

(令和8年度～令和11年度)



由利本荘市



はじめに ～「地域福祉計画」について～

本市では、市民と行政が一体となって、自分たちの住んでいるまちを誰もが暮らしやすい、温かいまちにすることを目的に、平成22年に由利本荘市地域福祉計画を策定し、取り組みを進めてきました。

令和2年度から7年度までを計画期間とする「第3期由利本荘市地域福祉計画」では、市の総合計画「新創造ビジョン」に掲げる「笑顔あふれる健康・福祉の充実」という基本政策のもと、地域福祉推進の取り組み方向を共有するとともに、役割分担や協働など連携体制のあり方を明らかにし、また、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者を隔てなく受け入れる「総合相談窓口」を設置するなど、包括的な支援体制の確立に取り組みました。

第4期計画においては、これまでの成果を活かし、「設置済みの総合相談窓口」を中心とした制度、分野、支え手、受け手の垣根を越えた地域づくりを我が事としてとらえる「地域共生社会」の実現にむけた施策をさらに発展させ、取り組んでまいります。

なお本計画では、障がいのある方の思いを大切にし、地域共生社会の実現を推進するという観点から、法令や固有名詞などをのぞき、「障害」の「害」の表記をひらがなの「障がい」としていません。

令和8年4月（令和8年3月改定）

由利本荘市

※本計画は UD フォントを使用しています。

目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 策定の考え方	4
4 各計画の概要	5
5 計画期間	12

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口と世帯の状況	13
(1) 人口の推移	
(2) 世帯数と世帯人員	
(3) 世代別人口の推移	
(4) ひとり暮らし高齢者	
2 就学前児童の状況	17
3 障がい者の状況	18
4 生活保護の状況	19
5 介護保険の状況	20

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念	21
2 計画推進のためのそれぞれの役割	22
(1) 個人・家庭	
(2) 民間団体等	
(3) 行政	
(4) 推進体制と圏域(場)	
3 計画の体系	26

第4章 地域共生社会の実現に向けて

重点施策	基本目標を支える「包括的な支援体制」の整備	27
基本目標1	地域福祉を担う人づくり	28
基本目標2	地域福祉に関する活動への住民参加の促進 ～地域福祉を支えるネットワークづくり～	29
基本目標3	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 ～充実した福祉サービスの仕組みづくり～	30
基本目標4	地域における福祉サービスの適切な利用の促進 ～暮らしやすい地域環境づくり～	32

第5章 計画の進行管理

1	計画推進のための基本的な考え方	43
2	計画の進行管理	43



第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、高齢化や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化などにより、かつて地域に根付いていた住民相互の社会的なつながりが希薄化し、深刻な社会的孤立を生んでいます。助け合いによる地域の問題解決力が失われつつある中、家庭における扶助機能も弱まり、多くの人々が生活不安やストレスを抱えています。これにより、自殺やDV、児童・高齢者虐待、さらには「8050問題」に代表される「ひきこもり^{*1}」や孤独死といった課題が大きな社会問題となっています。本市においても、社会情勢やライフスタイルの変化による「問題の複雑化」と個人や世帯が抱える生活課題が複数の分野にまたがる「問題の重層化」が顕在化してきています。

また、全国で急速に進む少子高齢化と人口減少は本市においても同様であり、経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かしています。この問題に対し、市では「健康由利本荘21計画」や「由利本荘市子ども・子育て支援事業計画」等を軸に、市民の健康寿命の延伸や子育て支援による地域活力の向上を図ってまいりました。しかし、団塊の世代が90代となり、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える2040年には、高齢化がさらに進み、現在の人的資源や施設状況では、在宅医療や介護サービスが不足し、十分に対応できなくなることが懸念されています。地域住民の生活課題は多様化・増大化しており、従来の公的サービスのみでは対応が困難なばかりか、現在のサービス水準を維持すること自体が極めて厳しい状況にあります。

このような課題を解決するためには、支援を行う「支え手」と支援を受ける「受け手」という固定的な関係を越え、誰もが地域づくりの「担い手」として活躍する社会を目指さなければなりません。あわせて、住民一人ひとりが、困ったときには「助けて」と声を上げ、周囲の支援を適切に受け入れる力、すなわち「受援力（じゅえんりょく）」を育むことが重要です。SOSを出し合い、支え・支えられる「お互いさま」の関係性が地域に根付くことで、制度の狭間にある潜在的な課題を早期に発見し、解決へと繋げることが可能となります。

本市では、行政や社会福祉事業者だけでなく、多様な民間団体や住民が共に「担い手」となり、かつ互いの「受援力」を認め合いながら協働して課題解決を図る「地域共生社会」を強力に推進します。地域住民、福祉関係者、行政が相互に協力し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる包括的な支援体制を深化させるため、その目指すべき方向と役割分担を明確にした「由利本荘市地域福祉計画」を策定します。

^{*1} 引きこもり さまざまな要因によって、自宅に引きこもりがちで社会参加することが少なくなっている状態のことをいいます。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。本市における地域福祉推進の基本指針であり、市の最上位計画である「由利本荘市総合計画（ゆりほん未来プラン）」の重点戦略を保健福祉分野において具現化する役割を担います。

本市の保健福祉分野には、「由利本荘市高齢者保健福祉計画」、「由利本荘市子ども・子育て支援事業計画」、「由利本荘市障がい者計画（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）」、「健康由利本荘21計画」、そして市社会福祉協議会*²が主体となる「地域福祉活動計画」が策定・施行されています。

これらの個別計画の策定プロセスにおいては、各分野の専門的な視点から詳細な市民アンケートやヒアリングが実施され、多岐にわたる市民ニーズの把握がすでに行われています。本計画は、これら個別計画に寄せられた膨大な市民の声を包含し、分野ごとの専門的な取り組みを「地域福祉」という共通の視点でつなぐ「横串」の機能を果たします。そのため、本計画の策定にあたっては、個別計画等で得られた住民意向を最大限に反映・集約させることで、実質的な住民参画を担保するものとします。

また、各個別計画による施策を、地域というフィールドでより効果的かつ一体的に展開するための「総合化」の指針として本計画を位置づけます。

*²社会福祉協議会：社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明文化されている非営利の社会福祉法人です。地域住民やボランティア、施設関係者等と協力し、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を目指す民間の中心的な組織です。

【参考】社会福祉法関連条文（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

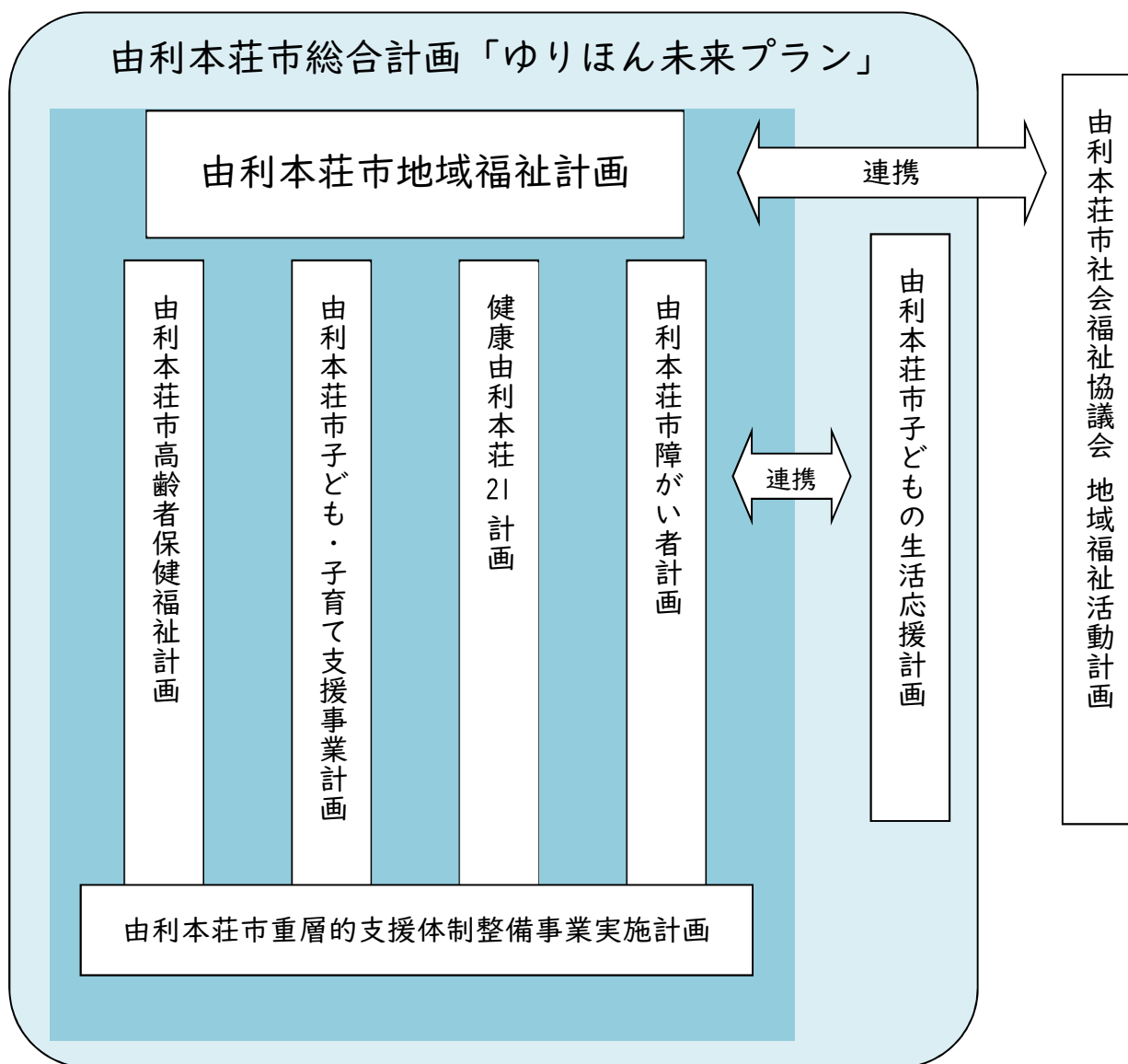
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 策定の考え方

「第3期由利本荘市地域福祉計画」が令和7年度で期間終了を迎えるにあたり、近年の激しい地域情勢の変化や、複雑化する新たな生活課題に的確に対応するため、本市では「第4期計画」を策定します。

本計画の実行には、地域福祉を推進する民間活動の中核である由利本荘市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との緊密な連携が不可欠です。住民の自主的・主体的な活動を支える「活動計画」と、本計画が同じ目標を共有し、官民が車の両輪となって推進することで、実効性の高い地域福祉を実現します。

図1-1 計画の相関関係



4 各計画の概要

□由利本荘市総合計画「ゆりほん未来プラン」

由利本荘市総合計画は、本市の向こう10年間を見据えた最上位計画であり、複雑化・多様化する地域課題に対応し、地域資源を次の世代に引き継ぐための市政経営の指針です。市民との協働のもと、施策と総合戦略を一体的に進行管理することで相乗効果を最大限に発揮させ、持続可能なまちづくりを進める役割を果たします。

<目指す10年後のまちの姿>

市民一人ひとりが希望を叶え

自分らしく暮らすまち

～このまちで私らしく生きる。

このまちにずっと暮らす。

このまちをもっと好きになる。～

<最重要課題>

- ・人口減少下にあっても市民が豊かに暮らせるまちづくり
- ・地域資源を活かした関係人口の拡大と外貨獲得の好循環の実現

<横断的取り組み>

- ・ゼロカーボンシティの実現
- ・DXの推進
- ・多様性の尊重

<基本政策>

- 1 産業政策 ～産業強靱化と雇用創出～
- 2 観光・交流政策 ～関係人口・交流人口の創出～
- 3 社会基盤・暮らし政策 ～基盤づくりと利便性向上～
- 4 医療・福祉政策 ～未来につながる医療・福祉～
- 5 教育・人づくり政策 ～ふるさと愛、学びの場の創出～
- 6 地域共創政策 ～共に創る、地域の未来～

<計画期間> 令和8年度～令和11年度

□由利本荘市障がい者計画

この計画を構成する障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項の「障害者のための施策に関する基本的な計画(市町村障害者計画)」として策定するものです。一方、障がい福祉計画は障害者総合支援法第88条の「基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(市町村障害福祉計画)」として定めるものです。

「障がい者計画」は障がい者施策全般を定める計画であり、「障がい福祉計画」は障がい福祉サービスの見込量や目標値等を掲げる実施計画であることから、「障がい福祉計画」は「障がい者計画」の一部として位置付けています。

○障がい者計画

<基本目標>

幼年期から高齢期までのライフステージすべての段階において、障がいのある人が生活のあらゆる場面で持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく生きる権利の回復を目指す「リハビリテーション」の理念と、障がいのある人もない人も社会の中で普通の生活を送り、共に生きる社会が通常社会であるという「ノーマライゼーション」の理念を基本理念とし、これを踏まえ障害者基本法の目指す社会像「共生する社会」の実現を目標に定め各施策を推進していきます。

○障がい福祉計画

<基本理念>

**自立と共生社会を実現し、障がい児と障がい者が将来にわたって
地域で安心して暮らせる社会の実現**

<基本目標>

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 身近な地域におけるサービス提供と障がい種別によらない
一元的な障害福祉サービスの実施
3. 入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、一般就労へ
4. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
5. 障がい児への支援体制の計画的な構築
6. 発達障害者等に対する支援
7. 障がい者等に対する虐待の防止
8. 障がい児の健やかな育成のための発達支援の一層の充実
9. 地域共生社会の実現に向けた取組
10. 障がい福祉人材の確保
11. 障がい者の社会参加を支える取組

<計画期間> 令和6年度～令和8年度

□由利本荘市子ども・子育て支援事業計画

この計画は、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、概ね18歳未満の子どもとその家庭を対象に、子どもの育ちや子育て家庭の支援をするとともに、保育や幼児教育の場、学校、事業者、各機関が相互に協力し、市民の理解と認識を深め、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するために策定するものです。

また、この計画は、同法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられ、主に「福祉・保健・教育」の分野に視点を置いて、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と一体的に策定したものです。

<基本理念>

子育てが 楽しいまち 由利本荘市！！

～手を取りあい みんなでつなごう 笑顔の輪～

<基本目標>

- (1) 「保護者の主体的な子育て」を支援します
- (2) 健やかに子どもを育てる教育・保育の充実に取り組みます
- (3) 子どもと子育てにやさしい環境づくりに努めます
- (4) 安心して産み育てられる環境づくりに取り組みます
- (5) 多様性に配慮し、きめ細やかに取り組みます
- (6) 仕事と子育ての調和の実現を目指します

<計画期間> 【第3期】 令和7年度～令和11年度

□由利本荘市高齢者保健福祉計画

この計画は、老人福祉法で策定が義務づけられており、令和8年度までの中長期的な視野に立った「本荘由利広域第9期介護保険事業計画」と整合性を図りながら、本市「第8期計画(令和3年度～5年度)」の延長線上に位置づけられております。

介護保険事業は、令和7年度より運営主体が本荘由利広域市町村圏組合から、由利本荘市、にかほ市それぞれに移管しており、本計画は令和7年3月に介護保険事業計画のうち由利本荘市部分を追記し一部改訂しております。このような位置付けを踏まえ、前計画の基本理念を引き継ぎ、保健・医療・福祉・介護が連携しながら、基本理念の実現を目指し、関連施策の整備・推進を図っていくこととしています。

<基本理念>

**高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で
その有する能力に応じ
自立した日常生活を営むことを可能とする地域づくり**

<基本方針>

「地域の住民が安心して心豊かに暮らせる社会の形成」を目指す上で何よりも大切なことは、医療や介護が必要になっても、人としての尊厳と「生きがい」を持ち、自らの能力を最大限に生かしながら主体的に暮らせるよう、人と人、人と社会資源がつながる地域をつくることです。

今後ますます高齢化が進行していくなか、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加も見込まれておりますが、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが連携した包括的な支援・サービス提供体制「地域包括ケアシステム」の機能充実・強化を図ることで、高齢者の生活の自立や、生活の質の向上を支援し、高齢者がどのような状態になっても生きがいを持って日常生活を営むことを可能とする地域を目指します。

<重点施策>

- (1) 高齢者の自立支援、介護予防の推進
- (2) 地域の実情に合わせた介護サービスの充実
- (3) 地域における高齢者の支援体制の強化

<計画期間> 令和6年度～令和8年度

□健康由利本荘21計画

この計画は、本市における健康づくり対策の基本となるもので、本市の総合計画を上位計画として、本計画の施策や市民の取り組みをより効果的に展開し、推進するための指針として策定されました。

「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目標として、生活習慣病の多さや健(検)診受診率の低さ、若年層の生活習慣の乱れ、高齢期のフレイルなどの課題に対応するため、健康診査・健康管理、歯・口腔の健康、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙、飲酒、休養・睡眠の分野毎に生活習慣病の発症と重症化予防、生活機能の向上をめざすものです。

また、次世代期から高齢期までのライフステージに応じた支援を行い、地域やボランティア団体、関係機関等と連携して、だれもが自然に健康になれる環境づくりをめざします。

<基本理念>

健康で笑顔あふれる明るい社会をめざす

<目標>

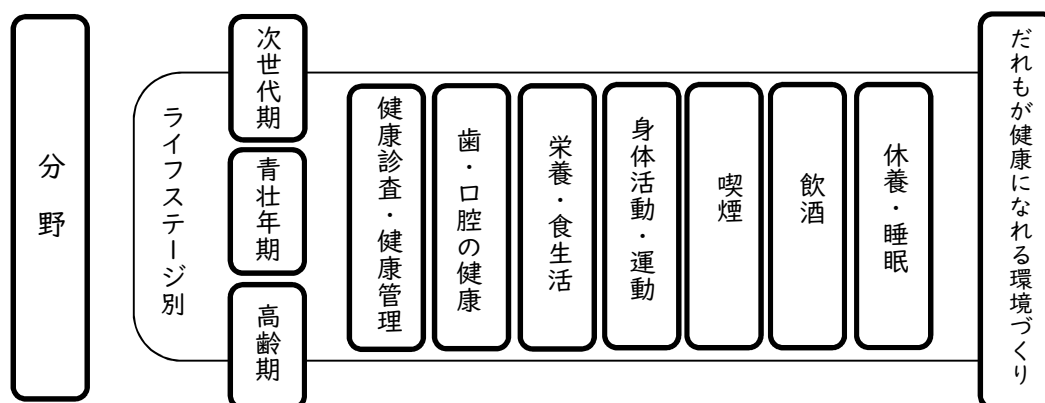
- ① 健康寿命の延伸
- ② 健康格差の解消

<基本方針>

だれもが自分の健康を維持し、自分らしく生き生きと活動できる「健康長寿社会」をめざす

<健康づくり戦略>

生活習慣病の発症と重症化を予防し、生活機能の向上をめざす



<計画期間> 令和6年度～令和17年度

□由利本荘市重層的支援体制整備事業実施計画

この計画は、重層的支援体制整備事業の実施にあたり、社会福祉法第106条の5第1項において策定が規定され、また同条第3項において地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和を保つこととされています。

市地域福祉計画を上位計画として、他の計画と連携・調整を図りながら、法第106条の4第2項に定める事業を推進し、地域共生社会の実現を目指すこととしています。

<計画の目標>

課題が複合化・複雑化している個人や家庭の問題解決に向け、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つを支援の柱とします。

支援を効果的・円滑に実施するため、支援プランに基づいた進行管理を行いながら、世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能として「多機関協働」及び「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を実施し、必要な社会資源につながるよう本事業を推進します。

<基本施策(法第106条の4第2項に定める事業)>

(1) 包括的相談支援事業の充実

・高齢、障がい、子ども、生活困窮の各相談窓口において、対象者の世代や相談内容に関わらず一旦受け止め支援を行い、単独での解決が難しい場合は調整を図りながら多機関協働による解決を図ります。

(2) 参加支援事業の実施

・制度の狭間で困難を抱えている方が、社会とのつながりが途切れることがないよう、またつながりが途切れている方が再び社会参加ができるよう柔軟に支援します。

(3) 地域づくり事業の推進

・世代等に関わらず交流できる多様な場や個々が集うことができる居場所の創設を行います。また、個別の活動を行う団体や個人を支援し、地域を支える様々な活動が生まれやすい環境整備を推進します。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の強化

・訪問等の継続による途切れない支援の実施及び支援を必要とする方の掘り起こしと支援の再開を図ります。

(5) 多機関協働の強化

・問題が複数に絡み合っているケースにおいて、解決に向けた多機関協働による包括的支援の調整を図ります。

(6) 支援プランの作成

・多機関協働と一体的に実施し、お互いの支援が重複することがないように進行管理を図ります。

<計画期間> 令和7年度～令和9年度

□由利本荘市社会福祉協議会地域福祉活動計画

この計画は、由利本荘市社会福祉協議会が中核的な役割を担い、地域住民や社会福祉に関する活動を行う者(個人・グループ・団体等)、社会福祉事業を経営する者及び行政機関などと協力し、民間サイドからの福祉のまちづくりを進めるための活動及び行動の計画です。

<基本理念(スローガン)>

みんなが主役 安心のまちづくり

<地域課題と推進項目>

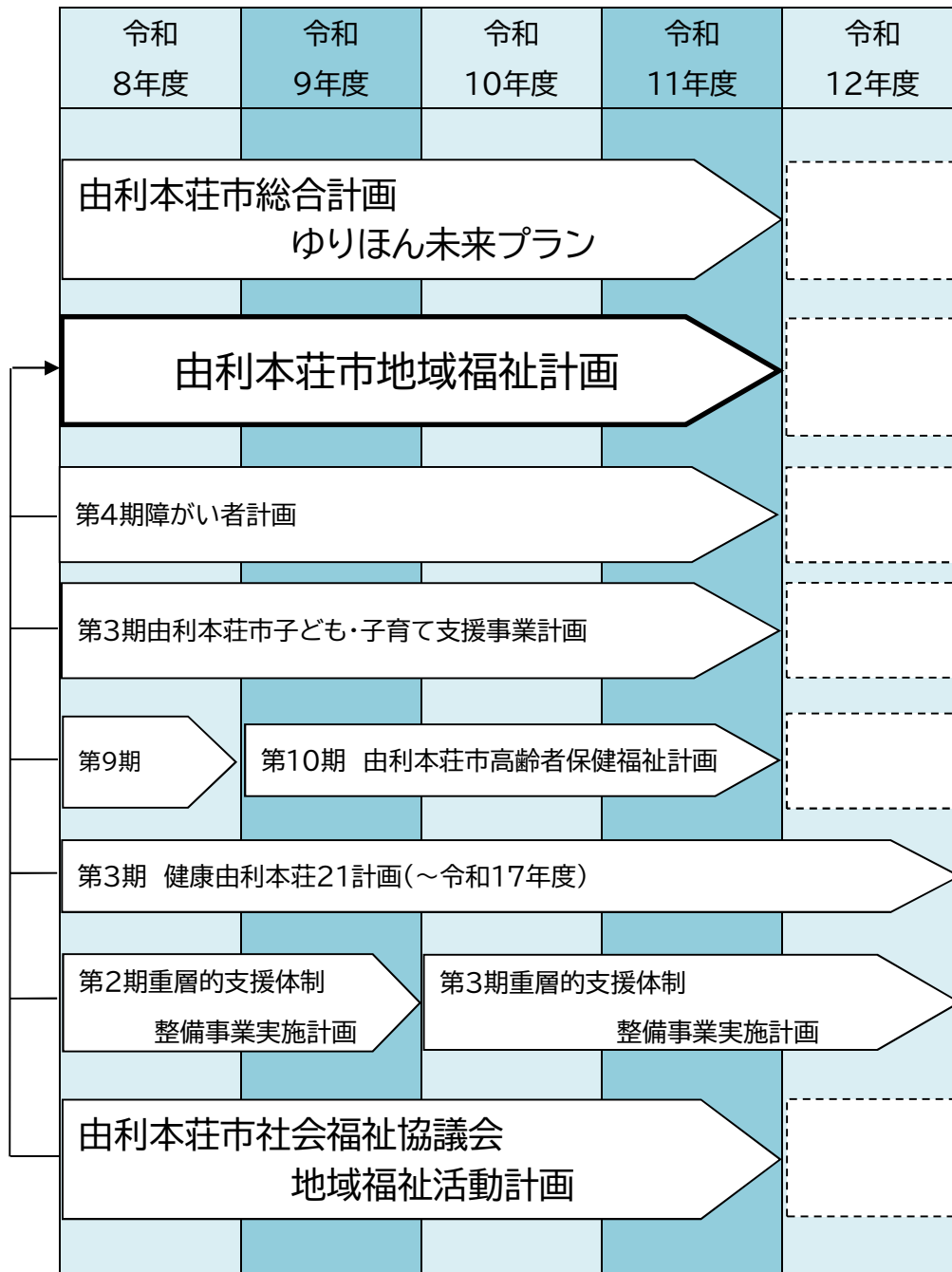
- (1) 【住民参加と協働による支え合い】
 1. 地域が主体となって行う福祉活動の促進・周知
 2. 福祉団体等が取り組む地域福祉活動への協力、支援
 3. ボランティアセンターの機能強化
- (2) 【子育て支援や認知症高齢者への支援】
 1. お互いで見守る地域の体制づくり推進
 2. 地域住民の主体的な活動を支援
- (3) 【高めよう防災・減災力】
 1. 災害時にたすけあう見守りネットワークの構築
 2. 行政・福祉関係機関・民生児童委員との連携、情報共有
 3. 災害ボランティアセンターの設置
- (4) 【総合相談体制の構築】
 1. 身近で気軽に相談できる体制の充実
 2. 多様化するニーズを踏まえた適切な福祉サービスの開拓
 3. 権利擁護活動の強化と福祉サービスの適正な利用促進
 4. 地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを実施
- (5) 【住民一人ひとりが取り組む地域福祉】
 1. 地域福祉活動計画の周知・広報啓発
 2. 地域の中の人づくり

<計画期間> 令和7年度～令和11年度

5 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とし、おおむね2年で必要な見直しをします。

図1-2 関連計画の計画期間



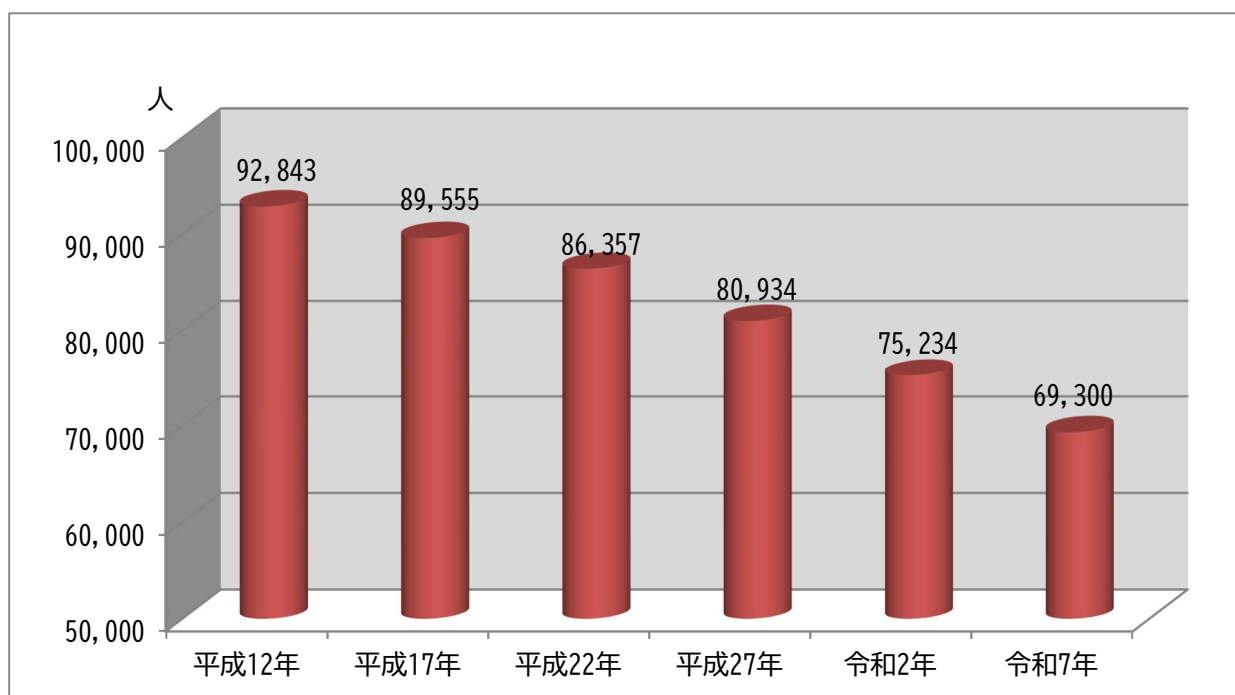
第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口と世帯の状況

(1) 人口の推移

由利本荘市の人口は、合併当初の平成17年国勢調査では89,555人でしたが、その後は調査のたびに減少が続いています。令和7年の人口は、前回計画策定時の令和2年と比較して7.5%の減となる見込みであり、今後も減少傾向が続くものと予測されます。

図表2-1 人口の推移



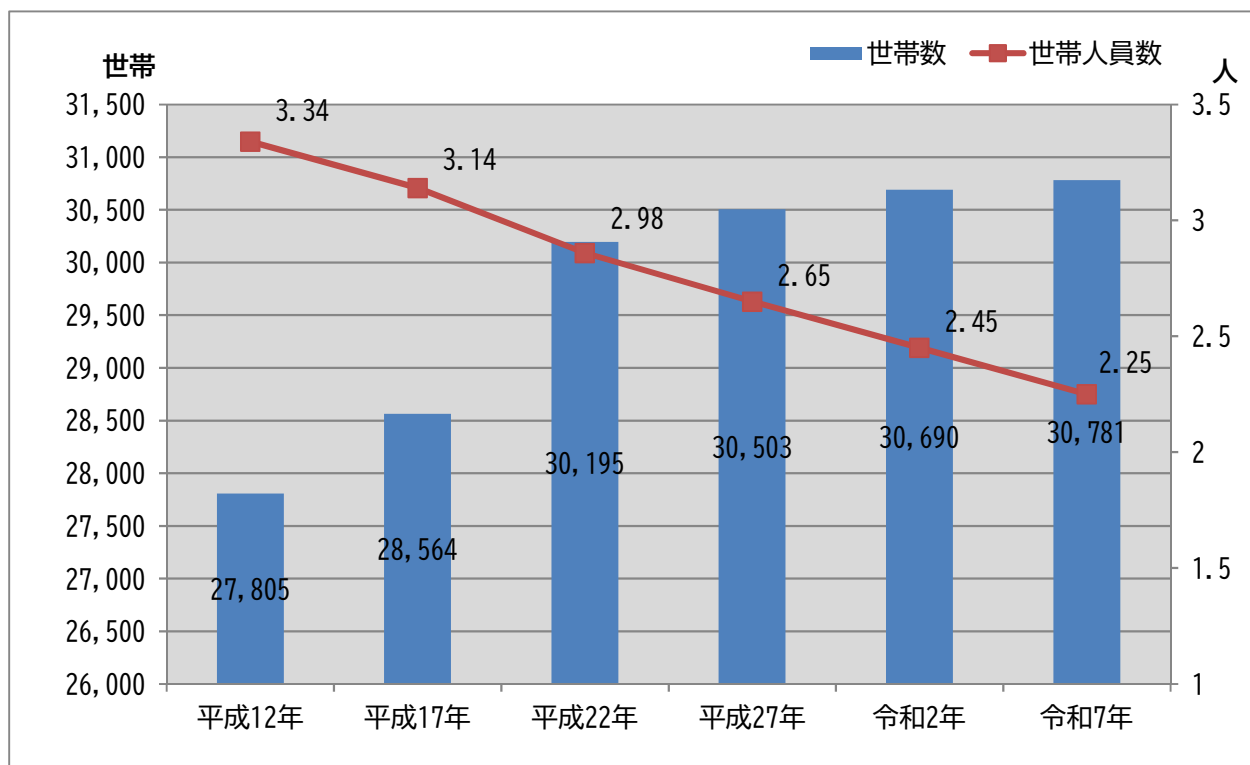
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	92,843	89,555	86,357	80,934	75,234	69,300

(資料:平成12年、平成17年は国勢調査値(10月1日現在)、平成22年からは住民登録台帳調(9月末現在))

(2) 世帯数と世帯人員

世帯数は、平成12年の27,805世帯から令和7年(推計)には増加傾向で推移しており、世帯数は増えているものの、1世帯当たりの人員は平成12年の3.34人から令和7年には2.25人まで減少しています。これは単身世帯や夫婦のみの世帯が増えていることを示しており、本市においても核家族化(および少人数化)の進行が顕著となっています。

図表2-2 世帯数と世帯人員



	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
世帯数	27,805	28,564	30,195	30,503	30,690	30,781
世帯人員数	3.34	3.14	2.86	2.65	2.45	2.25

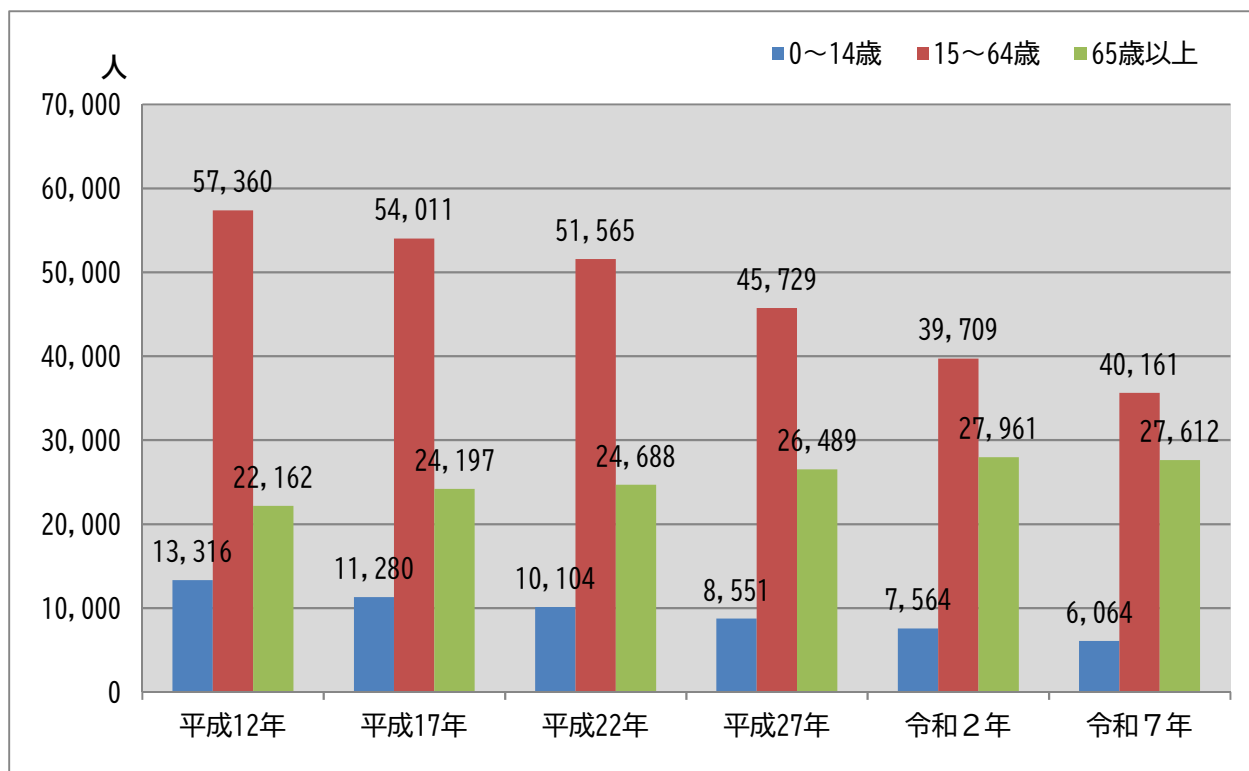
(資料:平成12年、平成17年は国勢調査値(10月1日現在)、平成22年からは住民登録台帳調(9月末現在))

(3) 世代別人口の推移

世代別人口をみると、0～14歳の年少人口と生産年齢人口はいずれも減少が続き、特に年少人口は令和7年には6,000人台まで減少しています。一方で、65歳以上の高齢人口は増加傾向が続き、市全体の高齢化が一段と進んでいます。

高齢化率は全国平均を大きく上回る水準で推移しており、令和7年には約40%に達し、急速な少子化・高齢化が進展しています。

図表2-3 世代別人口



世代別人口

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
0～14歳	13,316	11,280	10,104	8,716	7,564	6,064
15～64歳	57,360	54,011	51,565	45,729	39,709	35,624
65歳以上	22,162	24,197	24,688	26,489	27,961	27,612

(資料:平成12年、平成17年は国勢調査値(不詳除く、10月1日現在)、平成22年からは住民登録台帳調(9月末現在))

高齢化率

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
由利本荘市	23.8	26.4	29.8	34.3	37.3	39.8
秋田県	23.5	26.9	29.6	33.8	37.5	40.3
全国	17.3	20.1	23.0	26.7	27.7	29.4

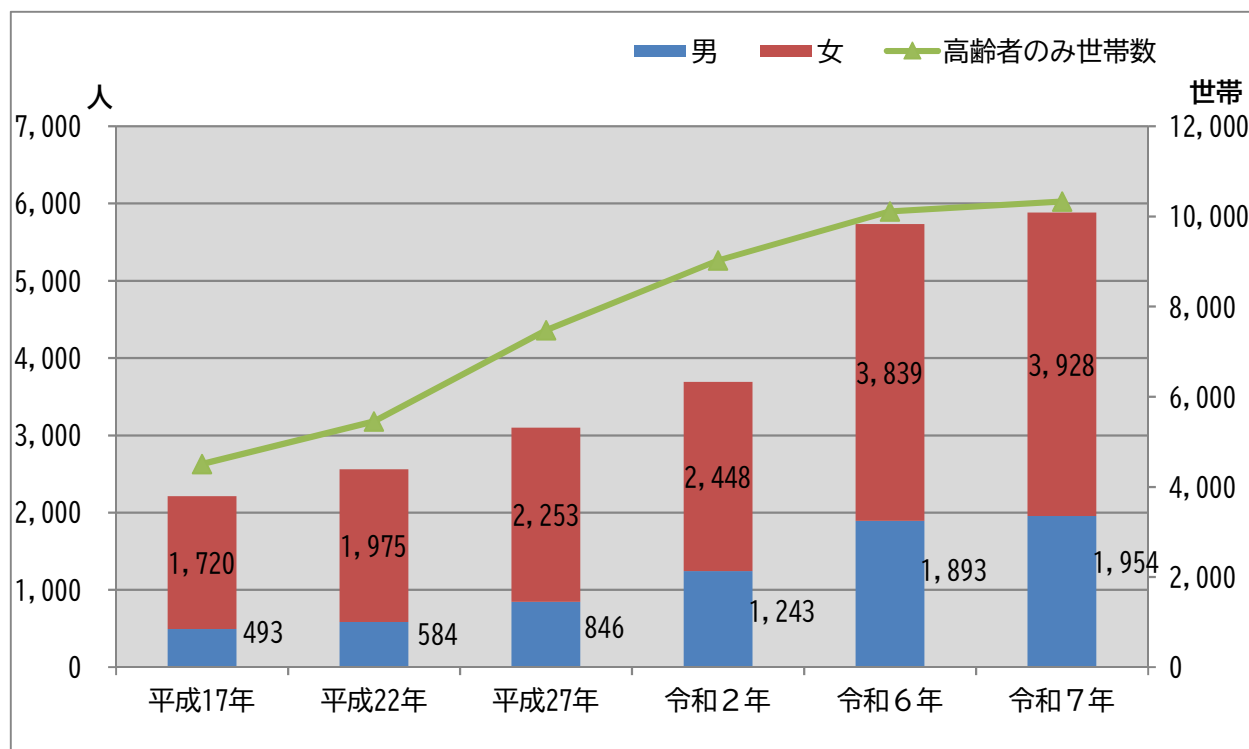
(資料:市 平成12年から令和2年国勢調査値(不詳除く、10月1日現在)、令和7年は住民登録台帳調(9月末現在)、
県 平成12年から令和2年まで国勢調査値、令和7年老人月間資料(7月1日時点)、国 平成12年から令和2年まで国勢調査値、令和7年人口推計9月15日現在))

(4) ひとり暮らし高齢者

ひとり暮らしの高齢者は、年を追うごとに大幅に増加しています。高齢者人口の増加のほか、少子化や核家族化などさまざまな要素の理由が考えられます。

また、高齢者のみで構成される世帯数は令和7年では、10,329世帯に達しています。

図表2-4 ひとり暮らし高齢者数の推移



ひとり暮らし高齢者数

(人)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年	令和7年
男	493	584	846	1,243	1,893	1,954
女	1,720	1,975	2,253	2,448	3,839	3,928
計	2,213	2,559	3,099	3,691	5,732	5,882

(資料:平成17年～令和2年は国勢調査、令和6年、令和7年は各年度秋田県老人月間関係資料7月1日現在)

高齢者のみ世帯数

(世帯)

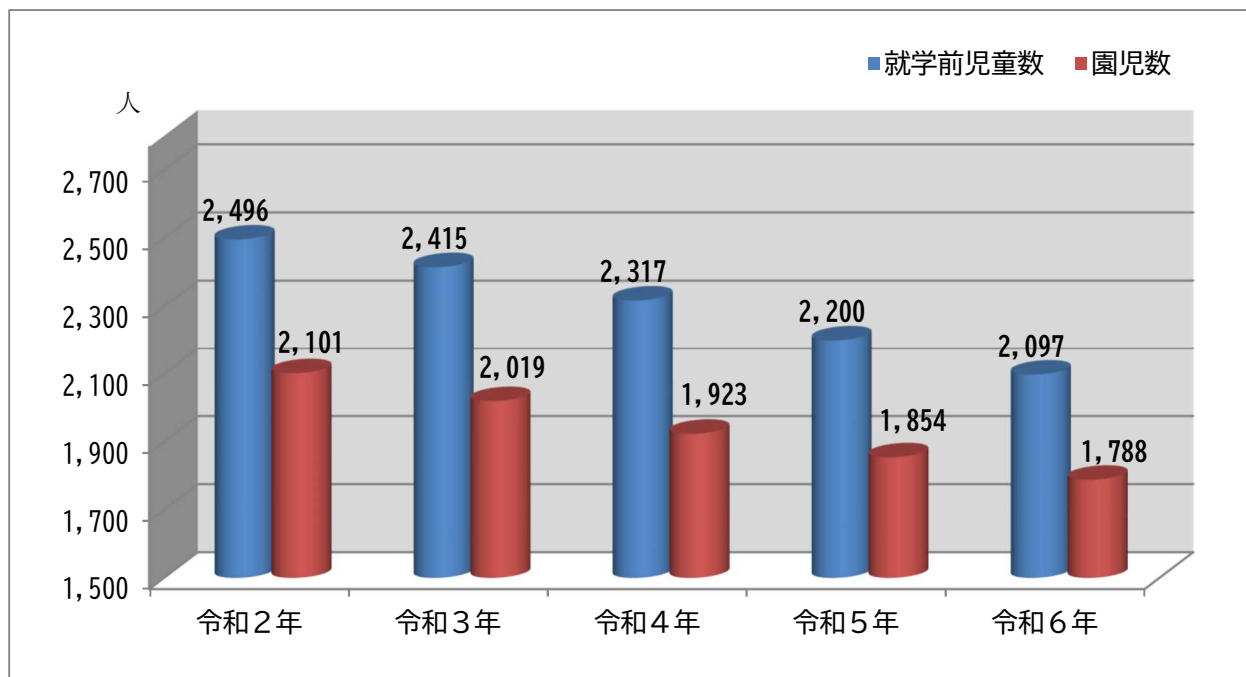
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年	令和7年
世帯数	4,508	5,452	7,476	9,026	10,112	10,329

(資料:平成17年～令和7年、各年度秋田県老人月間関係資料7月1日現在)

2 就学前児童の状況

世代別人口の推移でも表われていたように、就学前児童数においても減少傾向にあります。

図表2-5 就学前児童数の推移



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
就学前児童数	2,496	2,415	2,317	2,200	2,097
園児数	2,101	2,019	1,923	1,854	1,788
保育園児童数	1,723	1,643	1,545	1,471	1,422
認定こども園児童数	378	376	378	383	366

(資料:就学前児童数・園児数は各年とも4月1日現在 こども家庭センター)

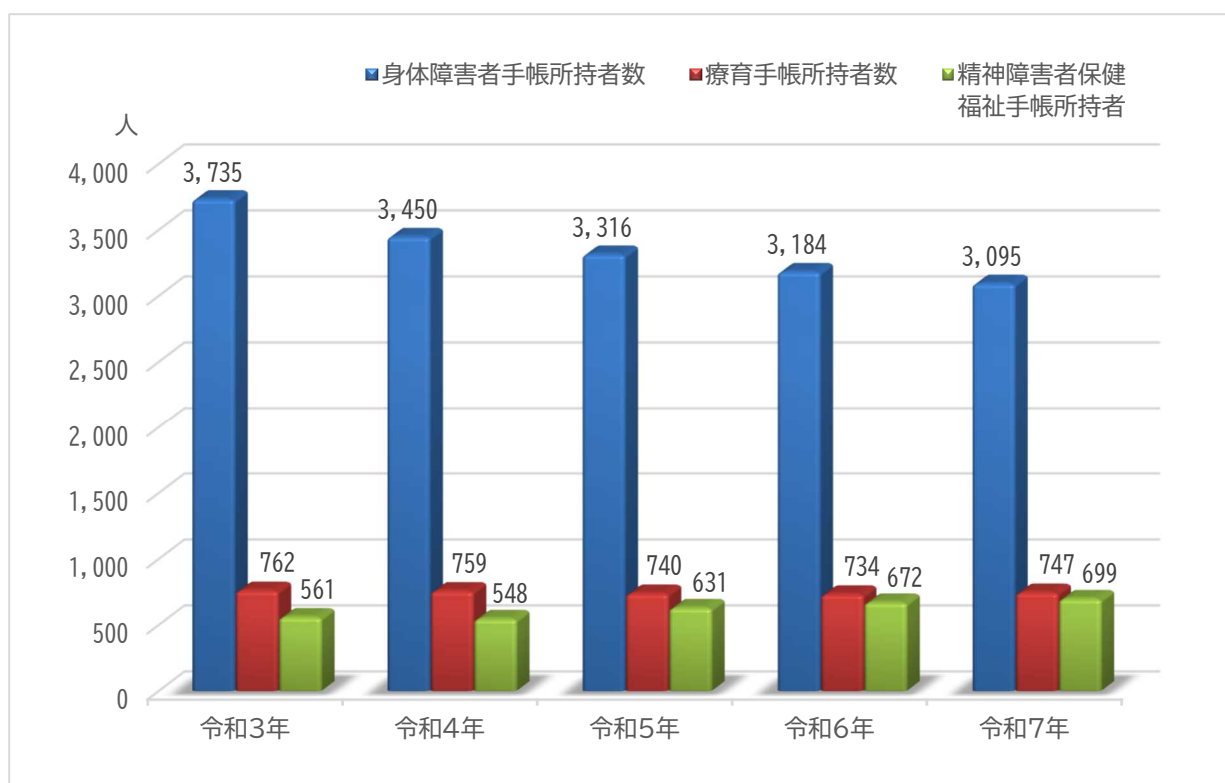


3 障がい者の状況

身体障害者手帳等の障害者手帳を所持している方は、令和7年9月現在、市全体で4,541人と、人口の6.4%となっています。

内訳は、身体障害者手帳保持者3,095人、療育手帳(知的障がい者のための手帳)所持者747人、精神障害者保健福祉手帳所持者699人となっており、身体障害者手帳所持者のうち最も多いのが肢体不自由の方、次いで内部障がい、聴覚障がいの順となっています。

図表2-6 障がい者の状況



	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
身体障害者手帳 所持者数	3,735	3,450	3,316	3,184	3,095
療育手帳 所持者数	762	759	740	734	747
精神障害者保健 福祉手帳所持者	561	548	631	672	699

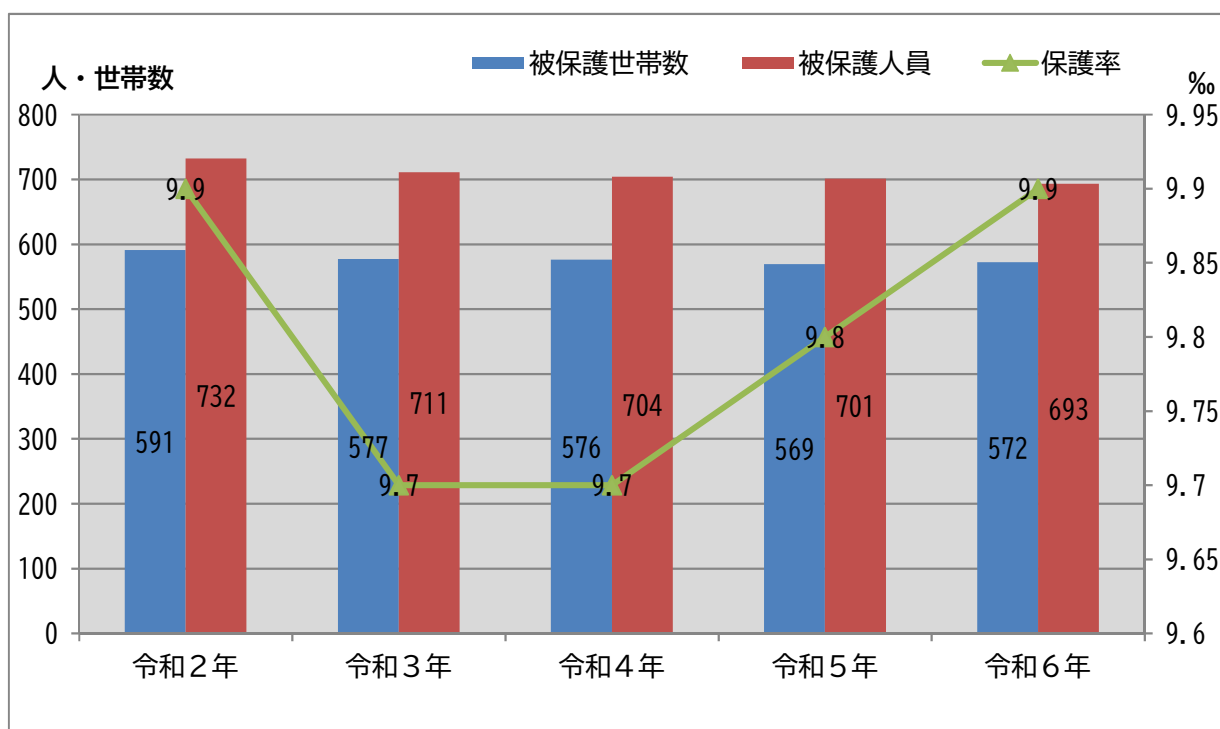
(資料:令和3年~令和6年とも3月末現在、令和7年は9月現在・福祉支援課)

4 生活保護の状況

生活保護は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的とした制度です。

令和6年度の生活保護の状況は、被保護世帯572世帯、被保護人員693人で、前年度より世帯数は増加し、人員数は減少しています。高齢世帯が増え、物価高騰も長期化しており、今後の動向については不透明な状況です。人口1,000人当たりの被保護人員を表す保護率では、全国や秋田県平均を下回っています。

図表2-7 生活保護の状況



		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護世帯数		591	577	576	569	572
被保護人員		732	711	704	701	693
保護率	由利本荘市	9.9	9.7	9.7	9.8	9.9
	秋田県	14.4	14.2	14.0	14.1	14.1
	全国	16.3	16.2	16.2	16.2	16.2

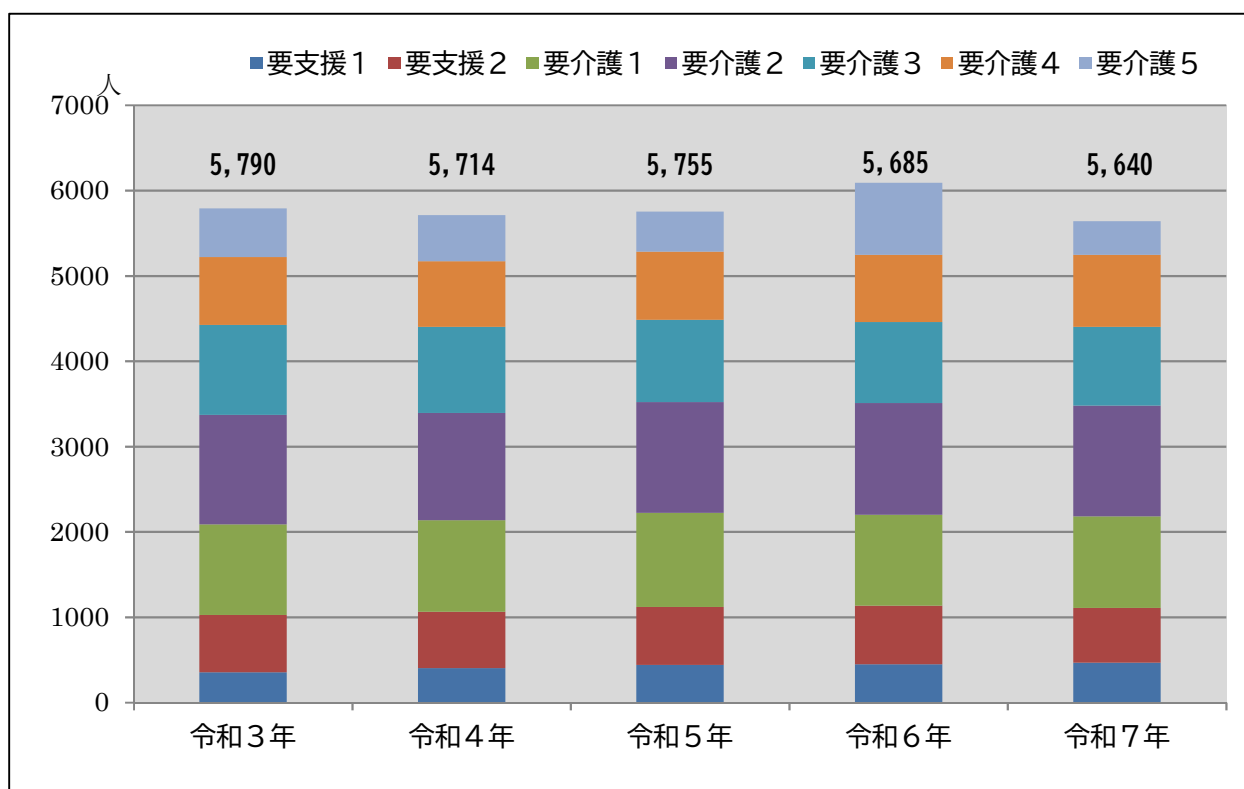
(資料:各年度とも年度平均・福祉支援課)

5 介護保険の状況

要支援・要介護認定者数は平成23年から5千人を超えており、令和7年12月31日現在で、介護保険の要支援、要介護認定者は、5,640人となっています。要支援・要介護ともわずかに減少傾向にあります。

毎年、介護度2以上の認定者が、全体の約3分の2を占めています。

図表2-8 要支援・要介護認定者の推移



	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
要支援1	356	404	441	447	467
要支援2	669	659	678	688	641
要介護1	1,063	1,073	1,105	1,066	1,074
要介護2	1,284	1,256	1,296	1,308	1,297
要介護3	1,054	1,009	966	949	924
要介護4	793	771	799	788	844
要介護5	571	542	470	439	393
合計	5,790	5,714	5,755	5,685	5,640

(資料:令和3年~6年とも3月末現在、令和7年は12月末現在・長寿生きがい課)

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、由利本荘市総合計画「ゆりほん未来プラン」に基づき、各種施策を推進する上での基盤となる考え方であり、今後の福祉のまちづくりの方向性を示すものです。

市の保健福祉分野における個別計画や、社会福祉協議会の活動計画などの理念を踏まえ、本市が目指す地域福祉の姿を次のとおり掲げます。

◆基本理念◆

笑顔あふれる健康・福祉の充実

～ 我が事と思い皆が手を取り進める地域福祉 ～

◆基本理念の趣旨◆

本計画の大きなテーマは、子どもや高齢者、そして社会的に多様な困難を抱える方々など、すべての市民を念頭に置いた「地域共生社会」を実現することです。

本市ではこれまで、重層的な課題を丸ごと受け止める「総合相談窓口」の設置など、包括的な支援体制の基盤を整備してきました。これからのステップでは、この体制をさらに深化させ、住民、事業者、活動団体といった地域のあらゆる主体が、地域の課題を「我が事」として捉え、互いに響き合う段階へと進みます。

市民一人ひとりの意欲と地域の絆を礎(いしずえ)とし、整備された相談体制と地域の多様な社会資源をより有機的に結びつけ、具体的な解決へとつなげる「実践的な支援」を推進します。「ひとりがみんなのために、みんながひとりのために」という共助の精神を地域全体の文化として根付かせ、すべての市民が地域社会の一員として役割を持ち、共に支え合いながら笑顔で暮らせる由利本荘市を目指します。

2 計画推進のためのそれぞれの役割

地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらに的確に対応していくための主役は、地域で暮らす市民一人ひとりであり、社会福祉事業に従事する方々や、福祉活動を支えるすべての主体（以下「地域福祉の推進者」）です。私たちは誰もが地域福祉サービスの「提供者」になり得ると同時に、支援の「受け手(当事者)」にもなり得る存在です。

住み慣れた地域で支え合う「地域共生社会」を確かなものにするためには、地域福祉の推進者と行政が互いの強みを活かし、対等なパートナーとして協働することで、地域全体を網羅する包括的なネットワークを機能させていくことが不可欠です。

市民や社会福祉協議会はもとより、ボランティア団体、NPO、関係機関・団体、事業者は、地域福祉を推進する極めて重要な担い手です。

そこで、地域福祉の推進に向けたそれぞれの役割と、行政の役割を次のように位置づけます。

(1) 個人・家庭

- ・福祉への理解と意識の醸成

地域共生社会を構成する一員として、福祉に対する関心と理解を深めることが大切です。福祉サービスの「受け手(当事者)」であると同時に、自らも地域福祉を支える「担い手」の一人であるという意識を持ち、積極的に行動することが期待されます。

- ・主体的な地域活動への参画

日頃から近隣との挨拶や交流を通じて良好なコミュニケーションを図り、地域の活動や行事に自主的に参画するなど、住民主体の地域づくりを推進します。

- ・家庭における相互扶助と機能の充実

家庭は全ての生活の基盤です。思いやりや責任感を育むとともに、家族が互いに助け合える関係性を築きます。また、地域との連携を保ちながら、家庭における教育・養育機能の充実を図ります。

(2) 民間団体等

① 社会福祉協議会

- ・社会福祉法において「地域福祉推進の中核」と位置づけられる社会福祉協議会は、多様な団体や機関の参加・協力のもと、地域福祉のネットワークを支える柱としての役割を担います。

- ・市が策定する本計画と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に運用し、地域福祉の推進者とともに活動を活性化させます。また、行政との協働はもとより、市民・各種団体と行政をつなぐ調整役として、重要な機能を果たします。

② 地域コミュニティ(自治会や町内会等)

- ・日々の活動や行事を通じた住民同士のつながりにより、その地域ならではの課題をいち早く把握し、掘り起こす役割を担います。
- ・地域の課題を共有・可視化することで、ボランティア団体やNPO、教育機関、行政、社会福祉協議会などと連携・協働する仕組みを構築し、自主的な解決に取り組みます。
- ・自主防災組織の活動を通じ、日頃からの防災意識の啓発や、災害時に備えた実効性のある支援協力体制づくりに努めます。

③ ボランティア団体・NPO

- ・専門的な知見や柔軟な行動力を活かして地域コミュニティの活動を支援し、住民のみでは解決が困難な課題に対して大きな役割を果たします。
- ・社会的な使命を担う組織として、行政と緊密に連携しながら、課題解決に向けた先駆的な取り組みや地域福祉の推進にあたります。

④ 事業者

- ・福祉サービス提供事業者は、利用者の視点に立ったサービスの質の向上と情報の公開に努め、市民の多様なニーズに的確に応えるとともに、関係機関と連携した総合的な支援に取り組みます。
- ・福祉施設等は、ボランティア体験や福祉教育の場の提供、さらには地域貢献の拠点として、施設が持つ専門機能を地域に還元する役割を担います。
- ・一般企業や企業団体においても、地域の一員としての意識(CSR:企業の社会的責任)を持ち、企業の持つ技術やノウハウを活かした地域貢献活動に継続して取り組みます。
- ・高齢者や障がい者の雇用を促進し、就労の場の提供に努めます。

⑤ 民生委員・児童委員等

- ・地域住民に最も身近な相談窓口として、不安や課題を抱える人々に寄り添い、自立支援や見守り活動を通じて安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- ・知識や情報を活用して相談内容に応じた適切な支援につなげるほか、要支援者の早期発見や関係機関との橋渡し役として、地域福祉の要(かなめ)となる役割を果たします。

⑥ 教育関係機関等(学校、保育所・認定こども園、PTA、保護者会、子ども会等)

- ・子どもたちが、高齢者や障がい者等との交流、ボランティア活動を体験する機会を創出し、他者を思いやり支え合う心を育む「福祉教育」を推進します。
- ・地域コミュニティと連携し、児童生徒が地域行事や活動に参画する機会を設けることで、地域への愛着を持ち、次代の担い手として活躍できる環境を整えます。

(3) 行政

・総合的な施策推進と基盤整備

地域福祉の推進には住民や関係団体の自主的な活動が不可欠ですが、行政は市民福祉の向上を目指し、施策を総合的に推進する責務を負います。市民の多様な福祉ニーズを的確に把握し、公的サービスの充実に努めるとともに、各主体の役割を尊重しながら相互に連携・協力し、地域福祉活動を強力に促進します。

・包括的な支援体制の深化と官民協働の確立

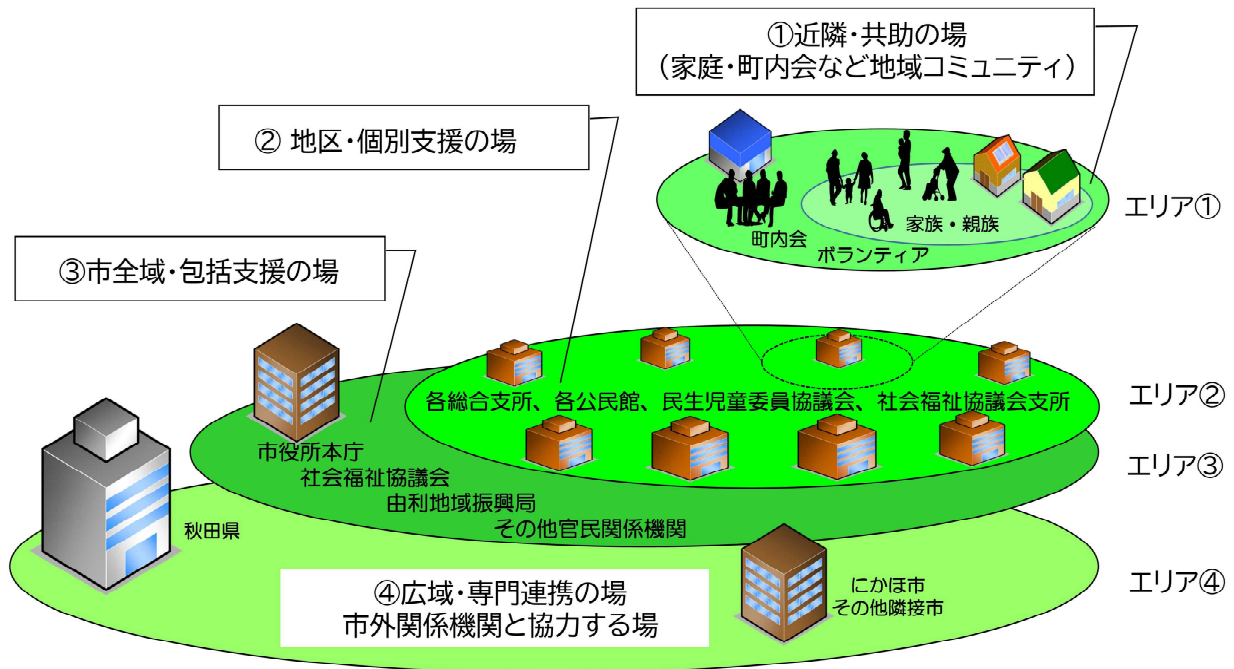
地域課題が複雑化・複合化し、世帯全体の問題へと深刻化している現状に対し、属性や分野を問わず「丸ごと」受け止める支援体制を構築します。その基盤として「総合相談窓口」を設置しました。今後は、各分野の支援体制をさらに深め、単なる情報共有(連携)に留まらない「官民協働」による支援体制を確立し、地域が一丸となった解決力を目指します。

・横断的な施策の展開

福祉・保健・医療分野はもとより、教育や雇用、住まいといった生活関連分野を担う関係部署との緊密な連携を図ります。総合相談窓口をハブ(中核)として、縦割りを超えた横断的な施策を推進し、一人ひとりの状況に寄り添った継続的な支援を展開します。

(4) 推進体制と圏域(場)

地域福祉を効果的に推進するため、活動の範囲に応じた「圏域(場)」を設定し、市民、関係団体、事業者が目標を共有できる体制を構築します。それぞれの主体が自らの役割を意識し、地域(圏域)の特性に応じた力を発揮しながら、強固な連携と協働による計画の推進を図ります。



・ エリア①：【近隣・共助の場】

住民一人ひとりが地域の問題を「我が事」として受け止め、解決に向けて動き出す最も身近な場です。家族や隣人、町内会など、顔の見える範囲の人々で構成されます。

・ エリア②：【地区・個別支援の場】

総合支所単位(旧町単位)を中心とした、住民に最も近い専門的支援が行われる場です。官民の組織が無理なく連携し、きめ細かな支援を展開できる範囲で構成されます。

・ エリア③：【市全域・包括支援の場】

由利本荘市全体を網羅し、エリア①・②の活動を支える場です。市全体の視点から、地域だけでは解決が困難な複雑な課題に対応し、各組織が一体となって支援にあたります。

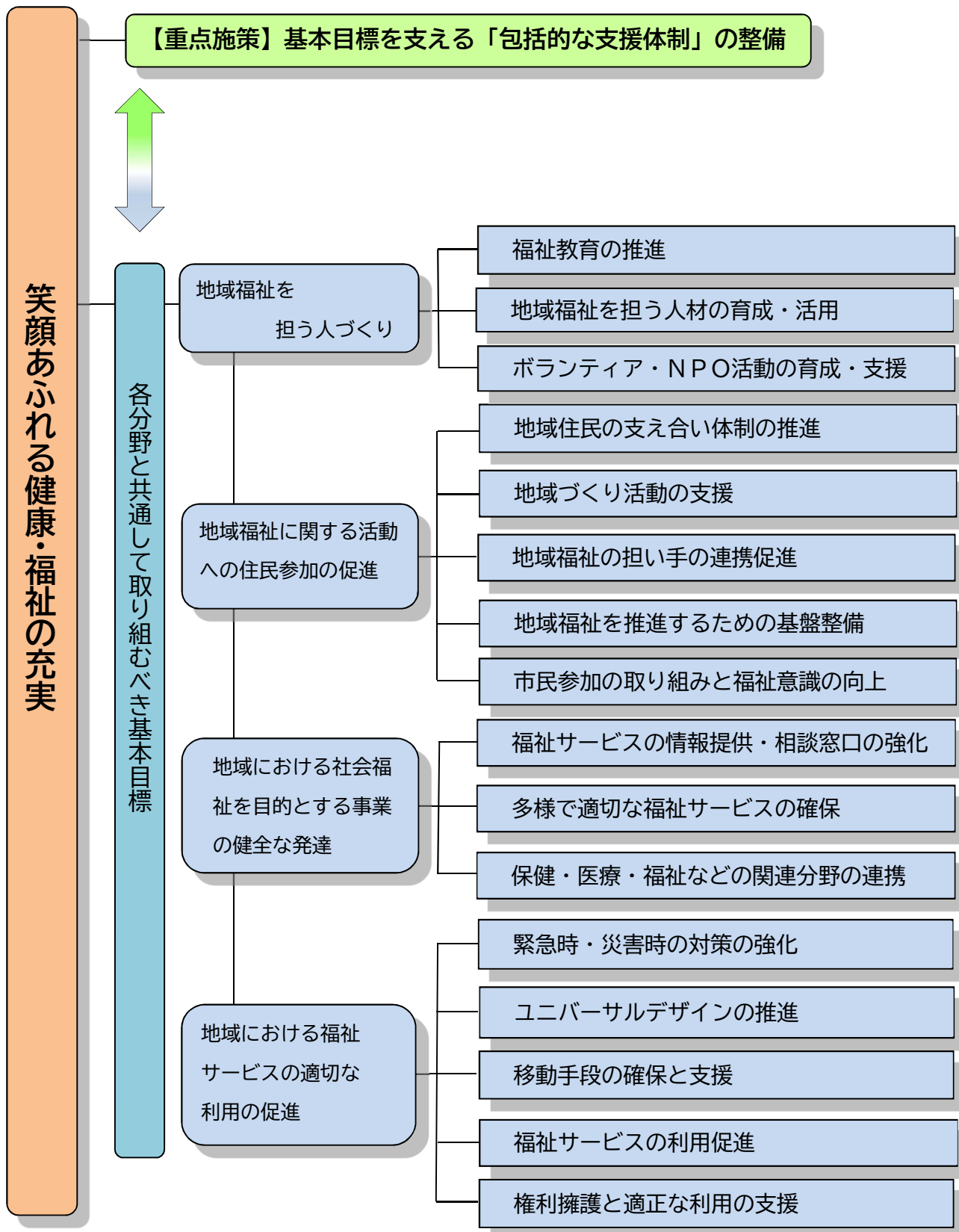
・ エリア④：【広域・専門連携の場】

市の枠組みを超えて、高度な専門支援や広域的な協力を求める場です。市内で不足するサービス資源の補完や、国・県、隣接自治体、専門機関との連携により構成されます。

3 計画の体系

【基本理念】

【基本施策と取り組みの方向】



第4章 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会を実現するためには、「地域福祉^{*3}」と行政が行う「包括的な支援体制の整備」が不可欠です。

地域福祉の第一歩は、住民の皆さんが、一番身近な地域で行う日々の活動や見守りの中にあります。一人ひとりの小さな行動が、誰もが安心して暮らせる社会をつくる大きな力となります。

包括的な支援体制の整備は、住民だけでは解決できない複雑な生活課題に対し、行政が分野横断的に支援を行うための体制を構築します。

この計画では、「包括的な支援体制」の整備を重点施策と位置づけ、より充実した取組を実施するとともに、地域福祉を力強く推進し、次の施策を展開していきます。

^{*3} 地域福祉とは

制度や分野の枠を越え、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力し、その地域が抱える福祉課題の解決に取り組む考え方です。一人ひとりが尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる社会を目指す活動を指します。(引用：全国社会福祉協議会ホームページより一部改変)

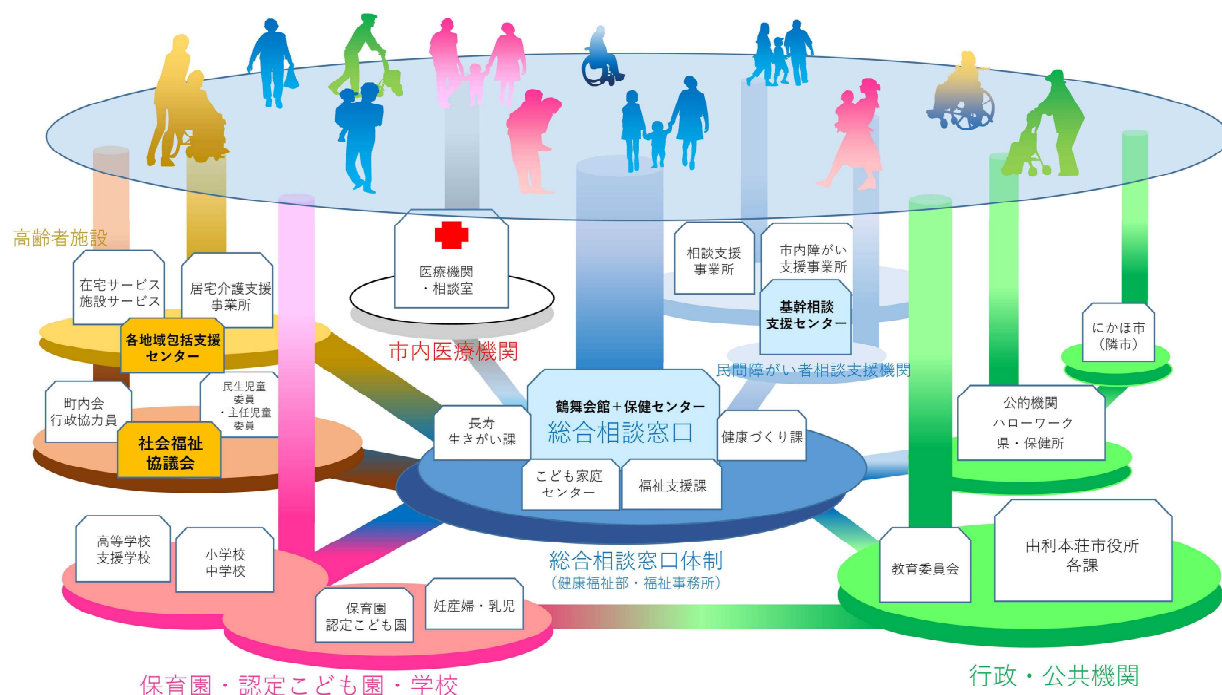
【重点施策】基本目標を支える「包括的な支援体制」の整備

令和2年の社会福祉法改正において、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対する市町村の包括的な支援体制の整備が盛り込まれ、そのための具体的方策として重層的支援体制整備事業が創設されました。

本市では、庁内各課や民間の各専門機関と多職種連携を軸に包括的に支援ができる体制が整ったことから、重層的支援体制整備事業を令和4年から実施、令和6年には福祉支援課内に多職種連携の中心的役割を担う福祉総合相談室を開設し、複雑化・複合化した課題に対応できる体制を強化してきました。

本市が行う重層的支援体制整備事業の次のステージでは、福祉・保健・医療分野を越え、税や住まい、教育とも連携を拡大し、つぎに掲げる基本目標・施策に横断的に関わり、多職種連携のさらなる充実を進めてまいります。

(既存の相談支援機関が連携し総合相談窓口が中核となり市民を支えるイメージ)



基本目標1 地域福祉を担う人づくり

地域福祉を推進することは、「地域づくり」そのものであり、その根幹は「人づくり」にあります。市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、福祉意識や郷土を思う心を育む活動を推進します。また、ボランティア団体やNPOが持続的に活動できる環境を整え、地域全体の支え合い体制の充実を図ります。

現状と課題

本市のエリア①(身近な生活圏域)においては、核家族化の進行や生活様式の変化に伴い、日常生活の中で多世代や障がいのある方と触れ合う機会が減少傾向にあります。一方で、エリア②(日常生活圏域)の学校や保育所・認定こども園等では、福祉施設での体験学習やボランティア活動が積極的に行われています。次代を担う子どもたちが、誰もが尊重され、共に生きる社会の構成員であることを学ぶ機会を継続していくことが重要です。

また、近年はボランティアやNPO活動への関心が高まっているものの、参加意欲が実際の行動に結びついていない層も多く見受けられます。多様な市民が活動に参加する「契機(きっかけ)」を創出し、地域活動を牽引するリーダーや支え手を育成していく必要があります。

さらに、現在直面している「8050問題」や「ひきこもり」といった複雑な課題に対応するためには、住民による「小さな変化への気づき」と「受援力」、専門職による「高度な支援力」の両面を強化しなければなりません。エリア②③の専門機関や社会福祉協議会、行政が課題を共有し、適切な役割分担のもとで「人」を育て、協働して活動の輪を広げていくことが求められています。

基本施策① 福祉教育の推進

子どもたちの豊かな福祉の心を育むため、保育所・学校、地域住民が連携し、交流機会の充実を図るとともに、地域主体の福祉教育を支援します。また、認知症サポーター養成や「まちづくり宅配講座」を通じて、全世代が福祉を身近に学ぶ機会を創出します。

- ・ 行政：小中学生のボランティア体験、家族介護支援、宅配講座の充実(障がい分野の新規開設等)。
- ・ 個人・家庭：家庭での思いやりの育成、認知症や障がいへの正しい理解と温かい見守り。
- ・ 民間団体等：宅配講座の積極利用、地域行事を通じた多世代交流の場づくり、社協による事業推進。



基本施策② 地域福祉を担う人材の育成・活用

ボランティア活動の情報提供とマッチング体制を整え、支援を必要とする人へ活動が届く仕組みを構築します。認知症や自殺予防(ゲートキーパー)、ひきこもり等の課題に対し、地域リーダーと専門職が共に支え合える環境を整えます。

- ・行政：ボランティアセンターの支援、認知症サポーター・ゲートキーパーの養成、ひきこもり等の包括支援構築。
- ・個人・家庭：地域・ボランティア活動への積極参加、各種養成講座の受講。
- ・民間団体等：講座受講を通じた見守り活動の実施、社協によるマッチング機能強化、民生委員等との連携。

基本施策③ ボランティア・NPO活動の育成・支援

あらゆる世代が活動に参加できるよう、情報発信と育成支援を行います。公的サービスを補完する「インフォーマルサービス」や、非常時の「災害ボランティア」など、民間ならではの柔軟な活動を後押しします。

- ・行政：市民活動団体への施設使用料減免、社協ボランティアセンターの運営支援、老人クラブの育成。
- ・個人・家庭：ボランティア団体やNPOへの主体的な参加。
- ・民間団体等：インフォーマル(住民主体)な支え合いの立ち上げ、担い手の周知啓発、災害ボランティアの養成。

基本目標2 地域福祉に関する活動への住民参加の促進 ～地域福祉を支えるネットワークづくり～

住み慣れた地域で誰もが自立した生活を送れるよう、多様な社会資源を活用した見守り体制を構築し、地域課題を早期に発見できる仕組みを推進します。また、地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、そして行政の総合相談窓口が密接に連携し、地域全体で支え合うネットワークを強化します。

現状と課題

かつて地域(エリア①)に根付いていた連帯感や相互扶助の意識が希薄化する一方で、行政主体による画一的なサービス提供だけでは、多様化・複雑化する市民ニーズや価値観に十分対応することが困難になっています。個人の意思を尊重しつつ、近所での「声掛け」や「見守り」を通じて生活課題を共有し、地域一丸となって問題を解決できる体制を整える必要があります。

また、福祉のあり方は「施設から地域・在宅へ」という大きな流れの中にあります。高齢者や障がいのある方が、地域の一員として当たり前のように生活できる「ノーマライゼーション^{*4}」の理念に基づ

き、偏見や差別のない思いやりの心を育むことが、これまで以上に重要となっています。

地域福祉の推進には、住民一人ひとりの参画に加え、身近な支援組織である社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動が欠かせません。さらに、本計画では「総合相談窓口」を相談支援の中核に据えることで、既存の組織と行政がより強固に協働し、地域課題の早期把握から解決までを一体的に支える体制(重層的支援体制)を構築していきます。

*⁴ ノーマライゼーション 障がい者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人たちが、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが本来あるべき姿であるという考え方。

基本施策④ 市民参加の取り組みと福祉意識の向上

障がい者スポーツ大会や地域行事を通じ、交流の場を広げます。また、鶴舞会館等の拠点を活用し、住民が身近な「小さな変化」を専門機関へ繋ぐための意識醸成と仕組みづくりを推進します。

- ・行政：障がい者福祉展等の啓発、ホームページやパンフレットによる情報発信、交流拠点の利活用促進。
- ・個人・家庭：敬老会等地域行事の担い手としての参加、共助の意識での活動実践。
- ・民間団体等：地域行事による多世代交流、社協広報紙による周知、町内会等による「異変」を伝える体制づくり。

基本施策⑤ 地域住民の支え合い体制の推進

住民や地域団体による特性を活かした支え合い体制を構築します。また、民間事業者も見守り支援のパートナーとして位置づけ、「見守り通報支援体制」により地域全体のセーフティネットを強化します。

- ・行政：民間事業者(ライフライン等)との見守り通報体制の構築、社協の地域ネットワーク事業への支援。
- ・個人・家庭：日頃の声掛けと異変時の速やかな通報、地域活動への主体的参加。
- ・民間団体等：世代間交流や「居場所」の創出、現場での「小さな変化」を支援機関へ確実に伝える共通理解の促進、社協による支援者ネットワークの構築。

基本施策⑥ 地域づくり活動の支援

住民自らが地域の将来像を話し合い、維持・活性化につなげる主体的な活動を支援します。また、社会的孤立を防ぐため、「参加支援事業」と連動した居場所づくりや介護予防を推進します。

- ・行政：住みつけたいまちづくり事業、地域づくり推進事業の展開、参加支援事業と連動した交流の場づくり。

- ・個人・家庭：地域資源を活かした活動やイベント、健康づくり事業への参加。
- ・民間団体等：制度外の支え合い(インフォーマルサービス)の開発・実践、社協を中心とした地域課題解決への連携、健康づくり・孤立防止の意識啓発。

基本施策⑦ 地域福祉の担い手の連携促進

複雑化する生活課題に対し、地域関係者と専門職が情報を共有し、分野を超えて解決するネットワークを構築します。総合相談窓口を核として、各専門会議と連動した包括的な支援体制を整えます。

- ・行政：総合相談窓口による重層的なチーム支援の展開、地域ケア会議・障がい者支援協議会の充実と課題のデータベース化。
- ・個人・家庭：地域課題解決に向けた、行政や専門職、ボランティア団体等との協力。
- ・民間団体等：地域ケア会議等への積極的な参画、民間事業者が窓口の構成員として活動できる官民一体のチーム支援(将来目標)。

基本施策⑧ 地域福祉を推進するための基盤整備

高齢者の生きがいづくりや閉じこもり防止のための「地域ミニデイ」を確保し、地域で支える体制を構築します。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動基盤を計画的・継続的に支援します。

- ・行政：地域ミニデイサービス事業の充実、民生委員等の活動支援(現況報告会や協働訪問)、社会福祉協議会への活動支援。
- ・個人・家庭：民生委員・児童委員の活動への理解と協力、身近な集いの場への参加。
- ・民間団体等：地域コミュニティによる交流拠点の自主運営、社協による地域福祉活動計画の推進と広報、民生委員等の活動周知の継続。

基本目標3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 ～充実した福祉サービスの仕組みづくり～

多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、公的サービスとインフォーマルサービス(住民主体の支援)を組み合わせた福祉サービスの充実を図ります。市民が身近な課題を気軽に相談でき、必要な情報を容易に得られる環境を整えるとともに、保健・医療・福祉等の関連分野が緊密に連携した包括的な支援体制を構築します。

現状と課題

保健福祉に関する相談については、市の担当窓口や社会福祉協議会、地域包括支援センター等が連携して対応していますが、相談内容の複雑化・複合化に伴い、単一の窓口や制度だけでは解決が困難な事例が増加しています。

これまでの福祉制度は、高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごとに区分されており、世帯丸ごとの課題解決に向けた総合的な支援が行き届かない場面も見受けられました。また、時として支援が提供者側の視点に偏り、利用者の真のニーズに即した柔軟な対応が求められることもあります。

今後は、多様なニーズを的確に把握し、サービスの質を高めるとともに、利用者が自らの意思でサービスを選択できる環境を整える必要があります。生涯を通じた生活を支える地域福祉の理念は、保健・医療・福祉に加え、教育、文化、住宅等の関連分野が壁を越えて連携することで実現するものです。心身の健康増進や社会参加の基盤となる環境づくりを、各専門機関が「一つのチーム」として推進していくことが求められています。

さらに、今回新たに設置・強化した「総合相談窓口(鶴舞会館等)」を核とし、官民がそれぞれの強みを活かした「丸ごと」の相談支援体制を構築することで、制度の狭間を埋め、サービスの質・量ともに安定した提供体制を目指します。

基本施策⑨ 福祉サービスの情報提供・相談窓口の強化

「総合相談窓口」を核として、分野や制度の枠を超えた相談支援体制を強化します。訪問(アウトリーチ)等を含めた包括的かつ継続的な支援を実践するとともに、デジタルとアナログの併用により、誰もが必要な福祉情報に容易にアクセスできる環境を整えます。

- ・ 行 政： 総合相談窓口の機能強化と即応的なチーム支援、アウトリーチ(訪問支援)の実施、ホームページやパンフレットによる多角的な情報発信。
- ・ 個人・家庭： 自身の生活課題のためらわない相談、地域で支援を必要とする方の情報の提供。
- ・ 民間団体等： 民生委員等による身近な相談機能のPR、地域コミュニティによる出張相談等の会場提供、社協による関係機関との緊密な連携促進。

基本施策⑩ 多様で適切な福祉サービスの確保

地域ケア会議等の専門会議を通じてニーズを把握し、制度の枠にとらわれない新しいサービスの開拓を促進します。特に生活困窮や虐待、ひきこもり等の複雑な課題に対し、官民が連携して柔軟かつ幅広いサービスを確保します。

- ・ 行 政： 生活困窮者自立支援事業の推進、専門会議で解決困難な課題からの「新たな支援・サービス」の創生、子育て支援センター等の運営。

- ・個人・家庭：福祉ニーズの適切な伝達、支援団体活動への参加、家庭内の相互扶助の充実。
- ・民間団体等：ニーズに応じたインフォーマルサービスの開発・実施、生活困窮者やひきこもり等の積極的な掘り起こしと支援、社協等による政策提言の実施。

基本施策⑪ 保健・医療・福祉などの関連分野の連携

住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるよう、在宅医療と介護の連携体制(地域包括ケアシステム)の深化に取り組みます。鶴舞会館と本荘保健センターの相互補完により、保健・医療・福祉が一体となった支援を推進します。

- ・行政：由利本荘医師会等と連携した在宅医療・介護連携の推進、認知症ケアパスの普及、専門職間の情報共有プラットフォームの運用。
- ・個人・家庭：自らの体調変化を意識し、将来の在宅生活のあり方を専門家と共に考える。
- ・民間団体等：多職種連携会議等への積極的な参画、地域住民・事業者等による認知症ケアパスに基づいた適切な見守りや専門機関への接続。

基本目標4 地域における福祉サービスの適切な利用の促進 ～暮らしやすい地域環境づくり～

誰もが安全で快適に暮らし、容易に社会参加ができる環境を整えるため、ユニバーサルデザイン^{*5}の考え方に基づいたまちづくりを一層推進します。また、災害時に自力での避難が困難な方を守るための体制整備や、外出困難な方の移動手段の確保、権利を保護する仕組みの周知など、物理的・心理的・制度的な障壁(バリア)を取り除く取り組みを強化します。

^{*5} ユニバーサルデザイン「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

現状と課題

近年、激甚化する自然災害が相次ぐ中、避難に不安を持つ高齢者や障がいのある方が増えていきます。本市では「避難行動要支援者名簿」の作成等を進めてきましたが、現在はさらに一歩踏み込み、一人ひとりの避難先や支援者を定める「個別避難計画」の策定と、その情報を地域(自主防災組織や民生委員等)で適切に活用できる支援体制の確立が急務となっています。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、社会活動に参加し続けるためには、物理的なバリアフリー^{*6}の推進はもちろん、最初から誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の視点をまちづくり全体に取り入れることが不可欠です。

さらに、高齢社会の進展に伴い、自家用車を運転できない「交通弱者」の増加が予測されます。買い物や通院などの日常生活に支障をきたさないよう、移動手段の確保と支援は、地域福祉を支える重要な基盤となります。あわせて、判断能力に不安がある方の権利を守る「成年後見制度」等の

普及も、安心してサービスを使い続けるために極めて重要となっています。

*6 バリアフリー 障がいのある人が社会生活をしていく中で、バリア(障壁)となるものを除去すること。建物の段差解消など物理的なバリアのみならず、社会的、制度的、心理的なものすべてのバリア除去という意味でも使われています。

基本施策⑫ 緊急時・災害時の対策の強化

要配慮者*7の避難支援には、日常生活における隣近所の支え合いや自主防災組織、社会福祉協議会などとの連携が欠かせません。個人情報の保護に配慮した上で、民生委員等、近隣住民、自主防災組織等が連携し、高齢者単身世帯や障がい者等への日頃からの声かけや現状把握、災害時に備えた支援・協力体制の整備と、要配慮者を想定した防災訓練の実施などの地域の防災意識及び防災力を高める取り組みを推進します。また、障がい者や高齢者のうち、特に配慮の必要な人(避難行動要支援者)のための個別避難計画について、連絡先の共有やそれぞれの状況にあった避難先の確保について確認し、有事の際に避難へのスムーズな移動が出来るよう関係機関との調整を行います。

また、ひとり暮らしの高齢者等が緊急搬送される際などに、本人の病歴や家族の連絡先などの情報を関係者が入手し、適切な初期処置につなげられる仕組みを充実します。

*7 要配慮者(避難行動要支援者) 災害が発生した場合に自らを守るための適切な行動が困難で、避難するためになんらかの支援が必要な方のことです。本市ではそのような方などに対して、消防、社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員・児童委員、近隣の方などが連携して支援していくこととしています。

<それぞれの役割>

■行政

○ 避難行動要支援者避難支援プランの策定

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。また、実際に災害が発生した場合には避難行動要支援者、またはその家族による「自助」、地域による助け合いである「共助」がきわめて重要であることは先の災害から明らかになっています。そのため、「自助」、「共助」の強化を図り、市・消防・警察などの行政機関による救助や支援である「公助」の仕組みを整え、「自助」、「共助」、「公助」が最大限の機能を発揮するための体制づくりを進めていくことが重要となります。なかでも共助による避難行動要支援者の避難をより実行性のあるものにするため、「由利本荘市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定しています。

○ 避難行動要支援者名簿の作成

避難支援の役割分担や個人情報の取り扱い等について必要な事項を定める個別避難計画を作成し、避難行動要支援者名簿の作成を行い、関係機関への情報共有により要援護者の避難を円滑に支援できる体制を整えつつありますが、さらに一歩進めたRPA*8導入による自動化により名簿作成の随時更新を行います。

*8 RPA(Robotic Process Automation)は、これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業

第4章 地域共生社会の実現に向けて

を人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用した業務を代行・代替する取り組みです。(日本RPA協会より<http://rpa-japan.com>)

○ 福祉避難所の設置

通常の避難施設では避難生活が困難な要配慮者のための避難施設として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努めます。(令和7年3月時点で、市内の20施設と協定を結んでいます。)

○ 緊急通報体制整備事業

高齢者のみの世帯等を対象として、急病や緊急時の連絡体制を確保するため緊急通報装置を貸与します。

○ 安全・安心キット配布事業

緊急時に備えて医療、連絡先などの情報をわかりやすい場所に置いておき、迅速に入手できる環境を整えております。

■ 個人・家庭

- ・ 隣近所に住む要配慮者に日頃から声かけをするとともに、いざというときの連絡先の情報を聞いておきます。
- ・ 自助・共助による避難支援体制を確立し、避難する訓練に参加します。

■ 民間団体等

- ・ 自助・共助による避難支援体制を確立し、避難訓練を実施します(地域コミュニティ)。
- ・ 高齢者等の見守りネットワークの仕組みにより、平常時からの見守り活動を強化します(社会福祉協議会)。
- ・ 安全・安心キットの配布及び普及・更新に協力します(民生委員等、社会福祉協議会)。
- ・ 災害時におけるボランティア受け入れ体制の整備を図ります(社会福祉協議会)。

《参 考》避難行動要支援者避難支援プランの骨子

第1章 総則

1・災害対策基本法の改正を踏まえ、避難行動要支援者のより実行性のある支援体制の確立を目指すため、「由利本荘市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定する。

2 由利本荘市避難行動要支援者避難支援プランの目的

- ・避難行動要支援者の「自助」及び、地域や住民による「共助」を基本とする。
- ・避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を整備することを目的とする。

3 由利本荘市避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ

- ・「由利本荘市避難行動要支援者避難支援プラン」は、地域防災計画中の要配慮者支援計画のうち、避難支援に関する事項を具体化したものである。

4 要配慮者と避難行動要支援者

・高齢者、障がい者、乳幼児、その他災害時になんらかの配慮が必要な方を「要配慮者」といいます。

・「要配慮者」のうち、災害発生時に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。

5 避難支援対象者

・より緊急性の高い、他者の支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方について、重点的・優先的に進める。

6 対象とする災害

・避難支援プランは、全ての災害を対象とし、対象地域は由利本荘市全域とする。

第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者情報の把握

・平常時から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理する。

2 避難行動要支援者名簿の作成と管理

・避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、市は避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者情報の収集

・「関係機関共有方式」を用いて避難行動要支援者名簿を作成する。

(2) 避難行動要支援者名簿の対象範囲

・在宅で次のいずれかの条件に該当する方で、避難に当たって自力避難が困難で家族等の支援を受けられない方

・要介護認定3以上の方

・身体障害者手帳1～2級の方

・療育手帳 A を所持する方

・精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する単身者

・名簿への掲載希望のあった方で、市において掲載が適当であると判断した方

・その他、市長が掲載する必要があると判断した方

(3) 避難行動要支援者名簿に登載する項目

・必要な個人情報

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、地区名(町内会名)、電話番号・緊急連絡先、避難支援を必要とする事由(介護や障害等の程度)

(4) 避難行動要支援者名簿の管理

・避難行動要支援者名簿は市が保管し、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。

3 避難行動要支援者情報の共有

・避難支援体制を整備するため、平常時から避難行動要支援者情報を関係機関等で共有する。

4 避難行動要支援者情報の提供

・有事の際は、地域での助け合いである「共助」が非常に重要となる。

・避難行動要支援者名簿を関係機関等に平常時から提供できる体制を整える。

5 避難行動要支援者名簿の提供

・守秘義務等の一定の条件を付して町内会や自治会等へ名簿を提供する。

6 避難行動要支援者情報の共有・提供にあたっての情報保護

・避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策を確保する。

7 避難行動要支援者名簿の更新

・市は、毎年避難行動要支援者名簿の更新を行うものとする。

・避難行動要支援者名簿は関係機関等と共有するとともに、更新された名簿を提供できる体制を整える。

第3章 避難支援体制の整備

1 避難支援等関係者

・実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。

・避難支援等関係者となる者

・由利本荘市消防本部及び市消防団

・県警察

・民生委員

・市社会福祉協議会

・自主防災組織

・避難支援を行う地区・町内会等

・その他、市長が支援者として依頼すべきと判断した方

・その他、市長が掲載する必要があると判断した方

2 関係各機関等の役割

・関係各機関等では、平常時および災害時の役割を確認しておく必要がある。

第4章 情報伝達体制

1 普及・周知

(1) 防災情報の周知

・市が作成している各種防災情報を通じて関係機関や住民への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者の理解を進め、地域防災に関する意識の向上を図る。

(2) 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

・市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の必要性、管理方法、避難支援方法等について、普及を図る。

2 情報伝達体制の整備

(1)避難行動要支援者への情報伝達

・避難行動要支援者及び社会福祉施設等の利用者が早めに避難準備及び避難ができる早期の情報伝達に努める。

(2)避難支援関係機関への情報伝達

・避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、避難行動要支援者支援体制の確保に努める。

第5章 避難誘導體制・安否確認

1 安全確保と避難誘導

・災害発生時に避難行動要支援者の安全確保及び避難誘導は、避難行動要支援者名簿等を用いて、地域が協力して行う。

2 安否確認の方法

・市は、関係機関等と協力して、避難行動要支援者の所在及び安否の確認を行う。

3 避難行動要支援者等の特徴

・避難行動要支援者等の状況を認識し、それに応じた対応が必要となる。

4 安否情報の収集

(1)避難施設での所在確認

・避難者名簿及び避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者を把握します。

(2)在宅している避難行動要支援者の安否確認

・地域組織及び関係機関等と協力して、在宅の避難行動要支援者の安否確認に努める。

5 各災害時における避難体制

(1)地震

地震は予測が難しく、突発的に発生するため、日頃から最寄りの避難施設の把握や経路の確認など、可能な対策を講じておくことが命を守る上で重要となる。

(2)風水害

風水害においては地震と異なり、予測することが可能な場合がある。予報の段階から避難等の準備を開始するなど、自分の身を守るよう早めの行動を心がけることが重要となる。

第6章 避難施設における支援

1 避難施設等における要配慮者支援体制

(1)開設の周知

・防災情報に基づき、避難施設の開設を行い、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2)避難施設との連携

・避難施設の運営者は、避難施設における要配慮者の支援を行うとともに、関係団体との情報共有に努める。

(3)支援体制の確認

・平常時から、要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認する。

(4)優先的支援の実施

・支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応する。

2 避難施設での生活にあたって

・避難施設での生活にあたり、要配慮者の特性に応じた支援が必要となる。

3 福祉避難所

(1)福祉避難所の設置

・通常の避難施設では避難生活が困難な要配慮者のための避難施設として、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

(2)福祉避難所の確保

・福祉避難所へ避難する必要がある方の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(3)設置・運営等

・福祉避難所の運営のため、福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

・福祉避難所の設置及び運営については福祉避難所運営マニュアルを別に定める。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の見直し

・新たな課題や意見及びその対応策等を随時反映するため、市民、地域等の意見を踏まえながら、適宜見直しを図るものとする。

2 さらなる避難支援対策の進め方

(1)個別避難計画

・避難行動要支援者一人ひとりについて、個別の対応方法(個別避難計画)を作成する。

(2)個別避難計画の考え方

・個別避難計画は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画として支援に携わるメンバーが協議し、作成する。

(3)個別避難計画の対象者

・個別避難計画の対象者は、避難行動要支援者名簿の対象範囲と同様とする。

(4)避難行動要支援者・避難支援者の役割

・日頃から、支援者同士、また避難行動要支援者本人・家族との間で発災時の対応について共通の認識のもと、その対応方法について情報等を共有する。

(5)市の役割

・市は、地域における個別避難計画の作成にあたり、個別避難計画の作成を促進するための環境を整備することに努める。

基本施策⑬ ユニバーサルデザインの推進

「すべての人のためのデザイン」という理念を周知し、公共施設や情報のバリアフリー化を進めます。外出中の親子が安心して利用できる「こどものえき」の普及など、多世代が活動しやすい環境を整えます。

- ・行 政： 公共施設等の案内表示の適正化(ユニバーサルフォントの活用等)、「こどものえき」設置事業の推進、理念の普及啓発。
- ・個人・家庭： 高齢者や障がいのある方への気軽な手助け、UDに関する学習。
- ・民間団体等： 施設建設・改修時への多様な意見の反映、管理施設の適切な維持管理、地域コミュニティ等での学習機会の創出。

基本施策⑭ 移動手段の確保

交通空白地域の解消に向けたコミュニティバスやデマンド型交通の運行を継続するとともに、障がい者等への移動費助成を適切に行います。地域の実情に合った「住民主体の移動支援」の検討も進めます。

- ・行 政： コミュニティバス・デマンド交通等の適切な運行、タクシー券配布や免許取得費等の助成、移動支援事業の周知。
- ・個人・家庭： 地域内交通の計画づくりへの参加、既存公共交通の積極的な利用による路線の維持。
- ・民間団体等： 事業所や社協による移動支援事業の継続、地域コミュニティ主体による独自の移動支援の検討・実践。

基本施策⑮ 福祉サービスの利用促進

高齢者、障がい者、子ども等の対象者や制度の枠組みを超え、一人ひとりの生活課題に寄り添ったサービスの選択・利用を支援します。サービス内容の充実を図るとともに、必要な支援がより身近な場所で、迅速かつ適切に受けられる体制を整えます。

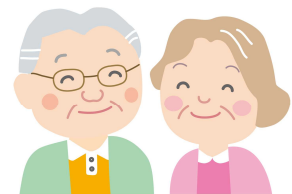
- ・行 政： 多様な福祉ニーズに対応するための基盤整備とサービス品質の向上。相談窓口のワンストップ化やアウトリーチ(訪問支援)
- ・個人・家庭： 自分や家族が利用できる福祉サービスに関心を持ち、情報を収集する。困りごとを抱え込まず、早めに相談窓口や地域の支援者に相談する。

・民間団体等：ケアマネジャーや相談支援専門員による、本人の意向を尊重した適切なケアプランの作成。民生委員や地域住民による、制度の狭間にいる人や孤立している人の把握と専門機関への橋渡し。地域住民の声を活かした、柔軟で新しい福祉サービスの企画・展開。

基本施策⑩ 権利擁護と適正な利用の支援

成年後見制度や虐待防止の仕組みを強化し、不当な権利侵害から市民を守ります。専門機関と地域が連携し、契約トラブルや虐待の兆候を早期に発見・対応できるネットワークを構築します。

- ・行政：成年後見制度の利用促進と相談対応、障がい者虐待防止センターを核とした関係機関連携、消費者被害防止の啓発。
- ・個人・家庭：権利を守る仕組みへの関心、家族や身近な人の変化に対する気づきと相談。
- ・民間団体等：社協による日常生活自立支援事業の推進、民生委員や事業所による権利侵害の兆候把握と繋ぎ、市民後見人の育成検討。



第5章 計画の進行管理

1 計画推進のための基本的な考え方

本計画は、市の発展計画のもと、保健福祉部門の個別計画の理念をつなぎ、地域福祉推進に向けた基本的な考え方や、地域での支え合いの仕組みづくりの方向について示しています。

具体的には、市の保健福祉部門の個別計画及び本計画において、地域の状況や課題などを踏まえた取り組みが示され、それぞれ連携を図りながら施策や事業が展開されます。

また今後、策定される個別計画においては、福祉サービスの適切な利用の促進、事業の健全な発達、住民の参加の促進を「地域において」どう進めるかという「地域福祉からの視点」をもつことにより「地域福祉」の「総合化」を目指していきます。

2 計画の進行管理

地域福祉の推進には、市民、事業者、行政の相互理解と協力が不可欠です。本計画で掲げた取り組みを着実に実行するため、広く情報を提供し、住民や関係団体の意見を反映させながら適切な進行管理を行います。

また、社会情勢の変化や新たな課題が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、次期計画へと繋げていきます。

1. 計画の周知と対話の場の創出

多くの市民が地域福祉への理解を深められるよう、社会福祉協議会と連携し「社会福祉大会」等を開催します。これらの場を単なる「学びの場」に留めず、住民と多様な組織・団体が繋がる「対話の場」として活用します。そこで得られた意見やニーズを真摯に受け止め、計画の進行管理や次期計画の策定に活かしていきます。

2. 地域福祉課題の継続的な把握

地域が抱える課題を的確に把握するため、民生委員・児童委員の活動報告や、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の進捗確認を通じて得られた現場の情報を共有します。これにより、行政の計画と民間の活動が連動した実効性の高い課題解決を図ります。

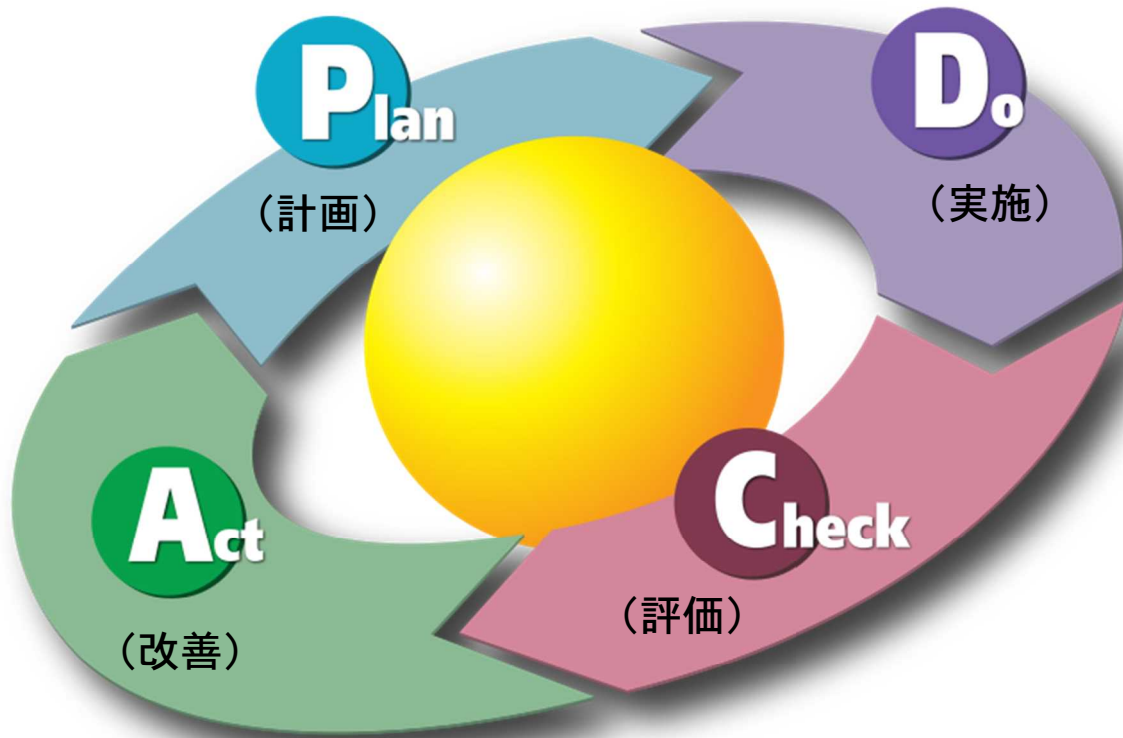
3. 計画の検証・評価・見直し(PDCAサイクル)

計画の評価にあたっては、個別の事業評価だけでなく、社会福祉協議会や関係機関から寄せられる地域の実情を総合的に検証します。

計画の進捗状況を定期的に把握・分析し、課題が認められる場合には迅速に対応策を講じる「PDCAサイクル^{*9}」の手法を導入します。定期的な調査と分析に基づき、必要に応じて計画の変更や施策の追加等、必要な措置を講じていきます。

*⁹ PDCA サイクルとは

Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の 4 段階を繰り返すことで、業務や計画を継続的に改善していく管理手法のこと。





第4期 由利本荘市地域福祉計画

令和8年4月発行

発行 由利本荘市
秋田県由利本荘市瓦谷地1番地
TEL 0184-24-6315(健康福祉部福祉支援課)
ホームページ <http://www.city.yurihonjo.lg.jp>